

第9日目（12月18日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆様、寒い中、ご苦労さまです。ありがとうございます。

延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 おはようございます。一般質問前ということで大変皆さん方には貴重な時間をお借りして申しわけございませんが、一言だけご報告と御礼を申し上げたいと思います。ご承知のように昨日、議会終了後に私のところにといいますか担当課のほうに、県立武道館候補地について委員会の答申が知事に提出されたという旨のご報告がありました。我々も一応エントリーしていたわけですが、上越市さんに決定をしたというご連絡でありました。

名乗りを上げてからそう長い期間ではなかったわけではありますが、議会の皆さん方からは大変なご協力とご配慮をいただいて進めてまいりましたが、私たちのというか私の力不足という部分もありまして、残念な結果になりました。このことにつきましては、多大なご協力に心から御礼申し上げますとともに、また皆さんにはおわびを申し上げたいと思っております。

これはこれとして、またこれから南魚沼市の発展のために全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。力及ばずに本当に申しわけございませんでしたが、以上ご報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議 長 本日の日程は一般質問とし一般質問を続行いたします。

質問順位 15 番、議席番号 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 改めまして皆さんおはようございます。傍聴の皆様も寒い中お越しくさいますてありがとうございます。私、永井、人生初の一般質問であります。議員として選出されたからには、私がこれまで学んできたこと、経験してきたことを南魚沼市のために生かすべく頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 鎌倉沢川の災害対策について

通告に従いまして演壇にて一般質問を行いたいと思っております。大項目1、鎌倉沢川の災害対策についてです。我が国は幾度となく大災害に見舞われ、そのたびに災害から復興して今日に至ります。東日本大震災を契機に国土強靱化基本計画が定められることになりました。同時に各市町村レベルでは、国土強靱化地域計画を定めることができるようになり、現在各自治体ではその基本的な方針が決められているさなかであるというところでしょう。災害への対策は、将来の日本と国民、市民に対して安全面への投資という観点から非常に期待をされ注目されている次第です。

南魚沼市は日本でも指折りの豪雪地であることは言うまでもありません。その雪による害はほかの地域に比べて深刻であります。一方で豪雪地がゆえに水資源が豊富であるということも事実です。その豊富な水資源を利用して日本一の米をつくるということにも成功している地域であります。そのすばらしい南魚沼市も昨今の気候変動による豪雨災害に悩まされているのもまた1つの事実であります。

そこで、市内を流れる鎌倉沢川の災害対策について質問を行います。鎌倉沢川の歴史は災害の歴史といっても過言ではありません。六日町地域を流れる鎌倉沢川は、これまで幾度となく大雨により氾濫をし、地域住民に大きな被害を出したという事実があります。古くは大正10年4月5日の豪雨によって氾濫し、150余りの家屋が浸水し堤防が破られたことなどがあげられます。ほかにも大きなものとしては昭和57年9月14日の豪雨により、おおよそ100の家屋に浸水し、36.4ヘクタールの田んぼが冠水するなどの土砂災害がありました。近年では平成23年の新潟・福島豪雨によって被災したことは記憶に新しいものです。その際、六日町上町地区を中心に多くの浸水被害をもたらしました。災害後の河川整備で改修、補修されたものの、住民は依然、水害に対する心配は絶えないのが現状です。

本質問は、今後の豪雨時の災害対策として以下の点について伺います。小項目1、魚野川との合流地点付近の堆積土砂の定期排出についてです。鎌倉沢川は信濃川水系の一級河川であり、国土交通省に現在管理されている河川であります。過去にも県の災害対策として砂防工事が行われるなど、南魚沼市の河川としては複雑な管理事情を抱えているのが現状です。また、鎌倉沢川の1つの特徴として、本流である魚野川に対して源流地からの距離が短いことがあげられます。これは何を意味するかというと、土砂の流出源の西山が崩れた場合、あっという間に土砂が河床に堆積してしまうということです。そして、西山の土砂は脆弱であるために雨が降るたびに少量でも土砂が河床に堆積していくので、定期的な土砂排出が必要になってきます。

それだけではなく、河川管理、治水事業に対して土砂の流出を鑑みると、砂防事業つまり治山を同時に行う必要があるということも言えます。鎌倉沢川の管理に当たっては行政の部署を超えての連携が必要となってくるわけです。大雨などの災害は国、県、市などの行政の計画とは違い、計画があって発生するものではありません。よって、常に万全の態勢をもって管理することが重要だと言えます。

小項目2、各橋の橋脚部に引っかかる樹木等の対策についてです。東日本大震災後、日本全体で豪雨による土砂災害が多く発生いたしました。これは日本自然災害学会でも研究報告があるように、大地震により地盤が緩められて、その後の豪雨によって樹木が土砂とともに流れ出るといった複合災害であることが報告されております。その樹木が橋脚に引っかかり水の流れを妨げて水害をもたらすケースが後を絶ちません。今後も豪雨の際にはこのような傾向が継続すると考えられ、橋脚部に引っかかる樹木対策をとる必要性が非常に高いと考えられます。

小項目3、氾濫危険水位に達する場合の住民への避難勧告について。避難注意や勧告には

非常にデリケートな部分があり、行政としては行われなければいけない行為ではありますが、なかなか難しいものがあります。平成23年の豪雨災害の場合には、上町地区の場合、朝方に土砂が流出して多くの被害がありました。幸いにして人的被害はほとんどありませんでしたが、家財をだめにしたという方々が多くいらっしゃいました。各種勧告についてどのような対策を今後考えているかを伺いたいと思います。

小項目4、今後の河川整備事業計画についてです。地域住民の不安を解消するべく、国、県、市の連携体制をいま一度深く結びつけて河川管理に当たってもらいたいという願いと、河川は社会資本であるので、その整備という観点から今後の整備事業について計画を伺いたいと思います。以上をもちまして壇上からの質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。一応一般質問最終日ということでもあります。また私も誠意を込めて答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。傍聴の皆さん方、本当にご苦労さまです。皆さん方がおいでいただくことによって非常に議場が引き締まりますので、大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

永井議員の質問にお答え申し上げます。

1 鎌倉沢川の災害対策について

鎌倉沢川の件でありますけれども、これは今、議員お話ございましたように大変な災害の歴史もございますし、近いところではおっしゃっていただいたように平成23年の新潟・福島豪雨ということでもございました。このときは下流部ですので、上町1丁目1区、2区の地域において浸水被害が発生したところでもあります。翌年度以降も集中豪雨、台風による豪雨、これで市内の浸水被害が発生いたしましたが、幸い鎌倉沢川の下流部におきましてはこれらの被害は発生をしなかったということでもありますけれども、しかしこれでいいということではございませんので、今後きちんとした対策を進めてまいらなければならないと思っております。

ご質問の各項目についてお答え申し上げます。魚野川との合流付近に堆積している土砂があります。これはご承知のように県管理の河川でございますので、現在、県の地域振興局地域整備部の中で実態を把握しながら土砂の撤去等を進めているところでもありますけれども、埋塞している割合が高いところ、あるいは土砂を撤去しなければ大きな災害につながる箇所、こういうことを勘案しながら緊急度、優先度をつけながら実施をしているということでもあります。

鎌倉沢川の埋塞箇所は、定期的に巡視などにより状況を把握しておりまして、適切に一応対応しております。なお中流部、これは六日町病院の上流でございますけれども、ここにおいて台風18号により土砂が埋塞した区間がございます。これらの区間につきましては、来春には災害復旧事業によって土砂を撤去する予定でありますのでお願い申し上げます。

橋の橋脚部に流木等が引っかかるという対策でありますけれども、やはりこれは橋脚を持っている川の宿命という部分もございますが、これが非常に多いわけでもあります。平成23年

の新潟・福島豪雨は鎌倉沢川の新川橋の橋脚にやはり流木が引っかかって越水したということでございまして、こういう被害が市内の随所で起こったわけでありまして。今、議員おっしゃっていただいたように、特に西山地帯は地盤がある意味脆弱でありますので、どうしても大きな雨ということになりますと、土砂とともに流木がそっくり流出してくるという現象が随時起きているわけでありまして。

土砂も含めて流木の流下を極力防ぐということになりますと、やはり堰堤ということが必要になるわけでありまして、今現在、地域振興局のほうでは鎌倉沢川上流部の被災した堰堤の復旧にご承知のように取り組んでいるところであります。今後は相当復旧工事が完了しますと、流木、倒木等の流出は最小限に食い止められると思っておりますが、時間がたちますとまた同じような状態が発生してくるという懸念もございまして。けれども当面は災害復旧工事の完了によりまして、ある意味1つの安心ではあると考えております。

氾濫危険水位に達する場合の住民への避難勧告であります。レベルをまず申し上げます。河川水位の警戒レベルにつきましては5段階に設定をされてございまして、最も危険な順から「氾濫発生」「氾濫危険水位」「避難判断水位」「氾濫注意水位」そして「水防団待機水位」と5段階になっているわけでありまして。

「氾濫発生」は、もうご承知のように氾濫が発生しているということでありまして。これは最も高い警戒レベルでありますので、氾濫が発生する前にやはり住民の皆さんからは避難をしていただくような判断を、我々がしていかなければならないということでありまして。

「避難判断水位」は、台風18号のときに塩沢地域の中付近、魚野川の部分がちょっとそういう危険がございましたので、避難準備情報というものを発令させていただきました。幸い氾濫もなかったわけですし、避難をしていただいた方もいなかったわけでありましてけれども、一応避難所を開設して準備を整えたということでありまして。

「氾濫注意水位」は、市町村長の避難準備情報の判断発令の目安となっております。水防団のやはり出動の目安となっております。一番レベルの低いといいますが「水防団待機水位」というのは、水防団が出動をするために待機を始める水位ということでありまして、このレベルの中で避難に関する情報を発令する目安となるのが、先ほど申し上げました避難判断水位と氾濫注意水位であります。特に避難判断水位は、氾濫危険水位に達するまでに住民の避難に要する時間、あるいは情報伝達の時間を確保できるように過去の洪水実績から求めた水位ですので、避難勧告等を発令するここが基準だろうと思っております。

伊豆大島の大変な災害もあったわけでありまして、避難発令をすとか、避難勧告をすとか、避難命令を出すとかという判断というのは、やってみただけでも空振りだったということで批判を受けた前例もありまして、非常に市町村長にとっては判断の難しいところでありまして。しかし、空振りであっても住民の命が助かるということが前提でありますので、ためらわずにいわれる危険と思われる場合は、すぐに避難勧告等を行うのが私はベターだろうと思っておりますので、これからもそういう形をきちんと築いていきたいと思っております。

鎌倉沢川だけをとって申し上げますと、鎌倉沢川あるいは市内その他の河川につきまして

は、水位情報周知河川ではないわけであります。河川水位の警戒レベルが設定されておりませんので水位観測も行っておりません。こういう河川の場合には、市地域防災計画あるいは県水防計画に重要水防箇所——これは鎌倉沢川は六日町地内、病院から国道 291 号下流までの両岸 900 メートルがこの地域に指定されておりますけれども、この箇所を中心にして河川管理者、水防団と連携しながら警戒パトロールを行う。そして、河川管理者と協議をした中で、今後も水位が上昇して氾濫が発生、住民の生命に危険が及ぶと判断した場合は、避難勧告ということになります。ちょっとある意味時間的にはかかる部分がございますので、そういう対応の遅れのないように、きちんとした事前準備ということも行っていかなければならないと思っております。

住民の皆さん方には、緊急メール配信システム、緊急速報メール——これはエリアメールであります——それから FM ゆきぐに、行政区の連絡網を使って伝達いたしますし、市と消防団の車両を使って広報も行っております。

鎌倉沢川の上流部、吉里地域は土砂災害特別警戒区域と警戒区域の指定になっておりますので、水害とあわせた警戒、情報伝達体制をとる必要があるということで、土砂災害の危険があるということでもあります。避難勧告等についてはそんな経緯をたどりながらやっていくということでもあります。

今後の河川整備事業計画であります、これは議員の今のご質問内容とすると、市全体のということになるかと思っておりますが、鎌倉沢川だけをとりますと、新川橋上流で堤防のかさ上げを今検討しているところでありまして、今年度は県単河川整備事業によりまして河川測量と設計を実施するというようになっております。

市内全域の河川整備計画、市で管理する河川がある、そういう部分ではほとんどございませんので、魚野川をはじめとする河川整備の計画につきましては、今ここで言葉で述べるのは非常に難しいわけです。平成 23 年の豪雨の結果を受けて想定の部分、30 年、50 年、100 年とかという部分がありましたけれども、これは確か当然もう 100 年超に雨量を想定してやっているものであります、魚野川とてもまだ全部体制が整ったということではございませんで、これからまだ準備を進めながら徐々にやっていくという状況であります。

大体 100 年に一度の豪雨というのは、ほとんど想定ができないわけですがけれども、平成 23 年の豪雨は 100 年どころではない、これは 300 年か 500 年に一度だろうと、それぐらいの大変な豪雨でありました。けれども、これらをどこに目安として織り込んで河川整備を進めていくかというのは、これからまた国や県のほうできちんと考えていくわけでありましてけれども、我々もその際には当然ご意見を申し上げながら、とにかく住民、市民、流域の皆さん方の安全確保が最大の願望でありますので、そのことを目途にしながら進めてまいりたいと思っております。河川整備計画について詳細につきましては、必要でありますれば、後ほど建設部のほうで個別にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 鎌倉沢川の災害対策について

市長、答弁をありがとうございました。市長の答弁の中にかなり高いレベルでの危険を感じるという能力を感じましたので、安心したところですが、まず1点お願いがござい
ます。私が感ずるところでございますが、南魚沼市全域の河川に言えることだと思
うのですが、南魚沼市はやはり雪国であるということ深く考えなければいけ
ない部分がございます。雪というものは重みがあるわけですので、それが
斜面に乗っかる場合には、その雪がいろいろなものを運んでいくという性
質がございます。それは良くも悪くも、ほかの地域にはない南魚沼の1つ
の特徴だと思っています。よい部分では先ほど言ったとおり私たちに
は多くの水資源があると。反面、幾ら砂防堰堤をつくっても、幾ら河川事
業をしても、雪がいろいろ運んでいってしまう、壊してしまうという事
実もございます。

県の視察報告等の書類を拝見すると、きちんとそこは把握していらっし
ゃると思うのですが、今回は質問の中に特に触れてはいませんでしたが、
ここであえて触れさせていただくとすれば、鎌倉沢川に関しましては雪
泥流というまたちょっと日本でも特殊な災害が起こる箇所でありま
す。過去には水無川でも発生していることがありまして、鎌倉沢川にお
きましては過去にも発生した件数があると思うのですが、要は冬でも雪
の塊が上流からでろでろ泥のように流れてきて、それがふだん埋まっ
ている河川をもちろん乗り越えてくるということも考え得るので、ぜひ
雪泥流も含めた災害対策を今後念頭に入れていただけたらなと思
います。ありがとうございます。

そしたら次は大項目2に移って……

○議 長 答弁はよろしいですか。

○永井拓三君 ではすみません、雪泥流に関して一言答弁いただければと思
います。

○議 長 市長。

○市 長 1 鎌倉沢川の災害対策について

雪泥流という部分でありますけれども、雪国の宿命ということだと思
っておりますし、泥流までいなくても雪崩によって河道閉塞ということも考
えられるのがこの地域の特徴だと思っております。雪崩防止等について
もそれぞれ国県のほうで、やはりこれはある意味道路の保護とか保全
とかという意味のほうで非常に大きいわけでありまして、雪崩防止を
河川の上流にというのは、今まで確かほとんどやっていないわけあり
ます。1つの新しい専門的な考え方だろうと思っておりますので、この
辺もそういう部分をどう捉えてそしてどういう対策をとれるのか。こ
れをまた県、国ともちょっと相談をさせていただきながら、しからば
対策は何が有効なのか、この辺も含めて今後の大きな検討課題だと思
っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

それでは大項目2に移りたいと思います。大項目2、観光資源としての
山岳地の登山道整備と遭難対策についてです。レジャー白書によります
と、日本には約5,000万人のアウトドア人口があると報告されてお
ります。現在、社会現象とも言える山ブームが起きている、そ

ういう事実がございます。我が南魚沼市には日本 100 名山に選ばれている巻機山や越後駒ヶ岳を中心に八海山などの観光登山の地として、ほかにはないすばらしい資源が存在する、そういう地であります。

一昨日ですか隣の湯沢町でも大源太というところで遭難事故があつて、無事に下りてきたのでほっとしてはいるのですけれども、登山道を歩くという目的で実際に多くの登山愛好家やアウトドア愛好家が南魚沼市を訪れております。それは春からもちろん冬にかけて、通年を通してです。その登山道が現在豪雨災害や雪害によって荒廃しつつあります。市の観光誘致の方針として登山観光を推奨するに当たっては、その整備が必要でありまして、その内容は登山道だけではなく登山道の案内板などの整備、そのほかには遭難対策まで多岐にわたるというところであります。

一般的な遭難事件、事故の内訳を割合から見ますと、道迷いが一般的で圧倒的な部分を占めています。ゆえに登山道の整備だけではなく、登山道の案内板などの整備も必要となってくるわけです。その対策についてどのように考えるか、以下の点について伺いたいと思います。

小項目 1、登山道の整備事業を市、県、国、民間とどのように連携しているのかという点です。アサヒビールのスーパードライの最新版の缶を見てもらえるとわかるのですが、1 本当当たりの売り上げに対して 1 円の環境整備に充てるということを明記してあります。それはプリンスホテルさんがやっている水の件に関しても同じことだと思います。このように現在企業では CSR、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティという社会的責任に対する理念のもとで、さまざまな環境整備に費用を回しているという事実がございます。

実際に長野県の小谷村というところから雨飾山という有名な山の登山道に関しての補修は、アサヒビールが実際に行っているということがございます。このようにして行政の予算だけで賄えない巨額な登山道修復、改修に関する費用を民間企業と共同で行うという考え方もあります。その点に関しまして、民間企業と手をとることができるのかどうか、そういう連携を考えていらっしゃるのかということ、まず小項目で取り上げたいと思います。小項目 2……

○議 長 永井君、一問一答ですので。

○永井拓三君 わかりました。

○議 長 市長。

○市 長 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

永井議員にお答え申し上げますが、登山道これが非常に扱いが難しいといひますか管理主体がはっきりしないという部分が非常に多くございます。ちょっと申し述べますけれども、一般的に登山道として利用されている道は、従来から周辺地域の皆さんから連携して一応は管理していただいております。その区域より先の登山道あるいは一般的な登山コースは、土地所有者あるいは自然公園の土地管理者による管理が原則となっているところであります。

古くからの作業道や管理道、林道は、一般に市販されております「山と高原地図」これらの登山用の地図に、登山コースとして記載されている状況がそういうことです。これに表記されているところの管理につきましても、先ほど申し上げましたようにおのおの管理者がその権限において対応しているということでもあります。

しかし、例えば土地所有者が一々、自分が通るためだけであれば結構ですけれども、そうでないために登山道の整備をしなければならないなんていう義務もないわけでありますので、やはり一般的にはそう簡単に対応していただけないということでもあります。そういう場合は登山者の安全管理という観点の中から、市のできる範囲で、山岳遭難救助隊の皆さんによります日常的な管理を実施していただいているところでもあります。内容としますと、登山道上の倒木伐採、草刈り作業、注意喚起看板の設置、避難小屋やトイレの管理、これらをお願いしているところです。そのほかに森林組合あるいは地元の有志の皆様にも草刈りも委託しております。

看板こういう部分も、台風や大雨で損傷した場合の登山道の荒廃や看板の倒壊とかそういうこともありますけれども、基本的にはやはり土地所有者、管理者ということになっております。ただ、そればかりで済むはずがありませんので、これだけ大勢おいでをいただいて、また山岳観光ということも標榜している私たちの市におきましては、市の予算の許す範囲の中で、先ほど触れました山岳遭難救助隊の皆さんをお願いしているところでもあります。

しかし、何年前でしたでしょうか、八海山で設置しておりました鎖によって登山者がけがをした。そして市に損害賠償を求められた事案もございまして、なかなか全部そういうふうにして登りやすいように、ロープやあるいは鎖を設置しておけばそれでいいのかといいますと、今度は例えばロープが腐っていたとか、鎖がちょっとおかしくなっていたとか、そうなった場合の事故の損害賠償は市が負わなければならないという部分が出てまいります。非常に慎重にならざるを得ないということでありまして、本当に現状では決め手がないというところでもあります。

本来例えば地元自治体といたしまして、国から土地の貸し付けを受けて登山道を整備するという手法もございまして、これはとてもそれに伴う測量、作図、それから日常的にかかります後年度の修繕、整備、これは費用が莫大になりますので、なかなかそこまで手を伸ばせる自治体もそうない。ですので、市といたしまして今やれることは、登山観光への理解や、あるいは県、国への整備要望、地域活動の支援、これらが精一杯のやれることとなってくるわけでありまして、少し歯がゆい思いもあるわけでもあります。

今年度、市の平成 25 年度の当初予算として、県の施行しております巻機山登山道修繕への支援でヘリの荷揚げのために約 157 万円、市での登山道整備として 990 万円、約 1,000 万円合わせて 1,150 万円を予算計上して行っているところでもあります。こういう部分ができ得る精一杯のところという状況でありますので、なかなか明快にこうだというお答えができないという状況ではありますが、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

市長、答弁ありがとうございます。複雑な事情が絡み合っているということも重々承知しておりますし、予算面も含めてなかなか難しいということも理解しています。第3の手段として民間との連携というものを考えていったらどうかなと思っっている次第でありまして、具体的に言ってしまいますと、数千万円から下手したら億という単位の費用が修繕にかかってくる場合もございます。ただ、先ほど言ったように市の観光資源として山を見ているのであれば、山を宣伝してこの地に多くの観光客に来てもらうという誘致を考えていくということを含めると、やはり登山道の修繕というのは、避けて通れない部分ではあると思います。

ただ、方法というのはこれからいろいろ考えていきながら、歯がゆいとさっき市長はおっしゃっていましたが、それは十分私もわかっておりますので、最善の方法を見い出していくというのが課題かなと思っております。先ほどおっしゃっていた損害賠償等々の件に関しましても、きちんとしていかなければせっかくやったもので損をしてしまうというようなことは非常にもったいないと思うので、慎重なこれから考えが求められていくと思っております。

それでは次の2項目目に移りたいと思います。増加傾向にある遭難事故について、防止策と対応策をどのように改善しようと考えているのかという点についてです。新潟県は日本で発生する遭難事件の発生順位でいきますと実は4位という多さでして、南魚沼市にいたっては、防災ヘリの出動回数で見ると限りでは、その中でも上位に入る遭難多発地域であります。

先ほども申し上げたとおり、一昨日も湯沢町で遭難事件が発生しまして、救助隊とともに無事に下山されたということで安心はしているところですが、この間の秋には巻機山で遭難をされた方がいて、いまだに行方不明の状態である。そういう風評被害も含めて、そのような件数が多いとこの地が敬遠される1つの理由になってしまうということも考え得ると思います。

ここ数年は、八海山スキー場でも冬山の遭難事件が多発しているのも事実です。それに対してスキー場は幾つかの対策をとり対応しているというところでは、ほかの地域におきましては、冬山の遭難に対する条例整備をしている地域もあります。周辺自治体の例を挙げますと、水上町で谷川岳遭難防止条例というものもありますし、野沢温泉スキー場のある野沢温泉町では、スキー場安全条例などというものをつくられています。今後、南魚沼市も遭難件数が増えるのであれば、このような遭難に対する基本条例の整備が必要になってくると感じております。それは先ほど損害賠償というところも含めまして、何らかの基本条例を整備する必要があるのではないかなと私は感じております。遭難対策も含めて防止策、対応策について伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

遭難の防止策と対応策であります。防止策のまず第一番に掲げられることは、特に近年の登山ブームの中でありまして、やはり登山者のモラルをもう少し徹底しなければならない

ということだと思っております。装備が不十分であったり、あるいは余り山の状況がわからないのに入山するとか、それから登山カードを記入しないとか、そういうことがやはり目立っております。今回の大源太の場合は、割合と装備は十分だったのでしょうかけれども、下山してきた遭難者が言っていました、やはり山の状況、雪をちょっと甘く見たと、そういう状況。これは、なかなか我々がどうこうすることではでき得ない部分でありますので、まずはそのことを登山する皆さん方にきちんと守っていただく、そこが基本だと思っております。

その上で市として防止策をどうするかというのは、先ほどの問題に戻りますけれども、登山道をきちんとできる整備をしたり、案内看板をきちんとしたり、そういうことが基本でありまして、ずっとついて回るといわけにはいきませんし、その辺がどこの自治体も確か悩んでいることだと思うのですけれども、大変な状況だと思っております。

市で今やっておりますことは、登山客の皆さんが事前情報収集のためにインターネットで登山道の状況を確認することが増加しているようでありまして、市のホームページ上でもやはり各登山道の状況、避難小屋情報、遭難防止のための注意喚起を今あわせて掲載しているところであります。

あと、異常気象です。通年といいますか自分の経験の中では起こり得るはずのないような気象条件が、近年起こっているわけでありまして、山になんか入ればなおさらのことです。そういうことも多発しているのだということを、やはりこれはもうあげて登山する皆さん方の心得だと思っております。そういうことを喚起するということは大事なことだと思っております。

事案が発生した場合、これはやはり大源太のときも非常にうちの消防署員の対応も含めて、対応が早期でありましたし、そしてスムーズに行けたということもありましたので、ああいう形で何とかできたわけです。関係機関との緊急連絡網こういう体制確認は、常に行っているところであります。現場でありますけれども、今触れましたように主に救助は消防署、捜索は警察という原則がございます。現場において市の山岳遭難救助隊、消防、警察の三者でチームを構成して逐一行動できる体制をとっているということでもあります。

多様化しております遭難事案に対しまして、どんな状況にも対応できるように、今、外部より講師を招聘して南魚沼市、湯沢町の山岳遭難救助隊、あるいは警察、消防合同で毎年訓練を行っておりますけれども、その際に日本ロープレスキュー協会会長の堤 信夫先生、この方からご協力いただいて、山岳レスキューの講習会も随時開催をさせていただいているところであります。一般の登山者も講習会に参加をしていただいているようでありますので、こういう効果も出てくるのであらうと思います。やはり講習会の中でおっしゃることは、救助技術これはもちろん向上していかなければならないわけですが、登山者のモラル向上の取り組みを、やはり重点的にやらなければならないというお話も専門家の方から伺っております。永井議員もほぼ専門家でありますので、またどういう点が南魚沼に欠けていてどういう点を改善しなければいけないか、こういう部分についてはまたご指摘をいただければ、でき得る改善はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

昨日の市長の答弁にもありましたけれども、市ではフェイスブックがあるとおっしゃって
いまして、私もたまにチェックをしている次第です。そのようなソーシャルネットワークサ
ービスを駆使したり、先ほど市長もおっしゃっていましたウェブでさまざまな情報を提供し
ていくというだけではなくて、先ほどの登山届が出されていないというところの改善点に関
しましては、他県ではそれを電子的に提出できるようになっている場所もあります。スマー
トフォン、携帯電話から文字を入力してそれを送信することで登山届を提出したという格好
になる、そういうシステムを持っている自治体もごぞいます。

私たちがこれから南魚沼市の観光誘致という意味で、さまざまな山を紹介してこの地の魅
力を発信していくに当たって、我々は一步先を進んでいると、5歩でも10歩でも先を歩いて
いるのだよという姿勢も見せていくことで、他の自治体をリードするという立場にもなっ
ていくでしょうし、それこそ先ほどありました登山者のモラル向上にもつながっていくと思
います。そういう点も含めまして、そのような取り組みを今後市としてやっていくことが可能
なのか。費用面も含めまして恐らく、システムを構築する多額の費用は出てくるとは思うの
ですけれども、それが予算として計上することが、今後何年か先でも構いませんので、可能
なのかどうかという点に関して、最後にひとつお答えいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

登山カードがいわゆる電子媒体を通じてできるということは、私は今、初めて聞きました。
担当は知っていたかも知れませんが、そういう新しい情報もありますし、先ほど議
員からおっしゃっていただいた条例ですか、基本条例的な部分、登山に関する、あるいは観
光に関するということよりやはりこれは登山だと思えますけれども、そういうことがどう
できるのかというのは今お話しいただきましたので十分検討いたします。

予算的に何億円もかかるのかそういうものであればちょっと別ですが、全くまだ私もわか
りませんので、予算が計上できないということではありませんけれども、ある意味やはり費
用対効果という部分も含めて考えていかなければなりません。これらをまたちょっとご指導
いただいて、どの程度でどうなるのだということをもたお知らせをいただければ、それに向
けて検討はやぶさかでないということを申し上げて答弁にさせていただきます。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 観光資源としての山岳地の登山道整備と遭難対策について

大項目1番にしても2番にしても、自然を相手に我々人間がどう生きていくのか、どう楽
しんでいくのかということも含めましての質問でありました。昨日の一般質問の中にも人間
の能力というものが今見直されているというお話もありました。私たち南魚沼市は非常に自
然に恵まれた、資源に恵まれた土地だと私は深く認識しております。それは川にしても山に
しても子どもを育てていくと、大人が余暇を過ごすという観点からも、非常に恵まれた土地

であると思っています。

今後、我々は観光を売りにしていく、これからは教育をこの地でもっともっとよいものにしていくに当たって、自然というものは大切にしていかなければならないと考えております。今後の方向性として、自然の脅威であったり複雑さというものもきちんと伝えながら、私たちなりのすばらしさをもっともっと広めていくような、そんな活動をぜひ執行部の方々にはしていただきながら、私たち議員の中でもその魅力を伝えていくという活動をしていければと思います。今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 9 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 親元就農支援制度の創設について

おはようございます。私のほうは農業問題 1 本で質問させていただきますので、よろしくどうかお願い申し上げます。

最初に親元就農支援制度の創設ということで、聞きなれない言葉かもしれませんが、また大將は補助金を出そうかという観点でやっているのだなと思われがちですが、そうではなくて、人口減少の歯どめをかけるためには、何かの施策といいますかそういうものが必要だと思っています。そういうことで現在、南魚沼市では認定農業者が 500 名いるということで、年代は 20 代から 50 代までが約半分、二百十四、五名の方、後の 60 代から 80 代で全体の半分ぐらいの 238 名、約半分半分の割合だということでございますが、どうしても認定農業者も高齢化の波には勝てない、高齢化の問題が一番だと私は考えています。

そういうことで、国の制度で青年就農給付金というのはあります。けれども、なかなか国の青年就農給付金についてはいろいろな制約がありまして、対象になる認定農業者とかそういう青年がいるにもかかわらず、なかなか対象にならないということがございます。そういうことで市として単独で親元での基盤がある、ちゃんとした人から借りなくてもいい農地もあるし、基盤があるという子どもや孫たちの農業をやる気を起こさせるような施策が、少ないでしょうけれども年 20 万円を 5 年間とか、(2) 番目のように補助率 30%以内、上限 100 万円というような、機械を買う者に対して支援ができないか。

それによって農業も活気が出てくるのではないかと。1 人でも 2 人でもそういう人が出てくれば、また現在 T P P と日本型直接支払制度とか経営所得安定対策等の国が打ち出している中には、なかなかそういうものは見えてこないという中において、市としての独自性のあるものを何か 1 つ考えられないかというのが私の質問でございます。以上、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議 長 笛木 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 親元就農支援制度の創設について

笛木議員の質問にお答え申し上げます。親元就農支援ということであります。どこの自治体もほとんど同じですけれども、農業の継続性の確保こういう観点から、後継者の育成は最大重要事項とこれはもうどこもそういうふうに位置づけているものでありますし、喫緊の課題でもございます。

今、議員から、国の制度等もいろいろあるけれどもというお話をいただきましたが、ご存じかと思えますけれども、まさに国のほうで新規就農者への支援につきましては、新規就農給付金、これは準備型として新規就農前の研修に参加していただくと、年間 150 万円の支給を 2 年間継続します。その後、人・農地プランに基づく新規就農給付金、これは開始型というそうであります。これで就農後 5 年間にわたって年間 150 万円の給付を行う制度、これがもう国では整備をしております。ただ、所得制限がちょっとございますけれども、この制度の活用をやはりお薦めを申し上げたいものであります。経営開始型というのは、親からの経営継承、親の経営から独立。そして独立、自営就農時に 45 歳未満で農業経営に強い意欲のある方。当然、人・農地プランに位置づけられているという部分が入ってくるわけですが、もう、そう困難な条件ではないような気がいたします。

市で認定農業者の子や孫で就農した者に対して年間 20 万円を 5 年間、これも 1 つの方法ではありましようけれども、相当いい制度が国としても用意をされておりますので、まずはこれらの活用がどうなのかということを考えてみなければならないと思っております。

機械の整備の支援準備、これも同じでございます、これまでこういう部分につきまして、農業機械整備の支援は県単の補助事業の導入で対応してまいりました。しかし、今年度から国の補助事業であります経営体育成支援事業を市町村が取り扱うということになりましたので、これらの施策を活用して農業整備、機械整備の支援には取り組みを進めてまいりたいと思っております。

内容といたしますと市町村規模でありまして、経営体育成支援事業という新規就農、集落営農を含めて、人・農地プランに位置づけられた担い手に対して融資を活用して農業機械を導入し、経営改善発展に取り組む。事業費の 10 分の 3 上限、人・農地プランに位置づけられた認定農業者であれば、スーパー L 資金の貸し付けが当初 5 年間の実質無利子化という相当いい制度もございます。こういう部分が活用できないから今、議員が市で独自にということをおっしゃったのか否か、その辺も含めてちょっとまた私がそこまで理解しておりませんので、当面の、今の答弁はこの程度でとどめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 9 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 親元就農支援制度の創設について

ありがとうございます。最後の市長が言いました 1 点、国の新規の融資とか国の制度に当てはまらない人に対するの救済ということで、市の新規の事業として考えているか、いないかというのをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 親元就農支援制度の創設について

具体的に申し上げますと、例えばこの制度に当てはまらない方が、非常にこの地域では大勢だという実態が出ますれば、市として何らかの対策を講じる必要がありますし、ある程度もう限られていて小数ですよということになりますと、いかに基幹産業といえども隅々まで

全て公で支援をするというのは難しい状況だろうと思っております。ですので、実態がどうかその辺を我々も調査しなければなりませんし、議員のほうで把握している実態等をお教えいただければ大変ありがたいと思います。

○**笛木 晶君** 終わります。

○**議長** 質問順位 17 番、議席番号 14 番・黒滝松男君。

○**黒滝松男君** 11 時ということで予定をしておいて、まだ傍聴者の方が見えていないかもしれませんが、時間が若干早まりましたので質問をさせていただきたいと思います。

農業改革による今後の農政は

今回、農業改革による今後の農政は、ということであげましたが、初日の 16 番議員それから昨日の 26 番議員、答えは大体出そろったということで、長くしろという話もありましたけれども、なかなか長くはならないかもしれません。ちょっと前から準備を進めてまいりまして、歩む会の政務調査等々でも農水省のほうに出かけて勉強してまいりましたので、若干それを交えながら質問させていただきたいと思います。

1 番目でございますけれども、国はご案内のように 1970 年に始まりました米の生産調整、減反といいますか、について廃止ではないと。新たな政策の定着状況を見ながら 5 年をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定する需給見通し等々を踏まえながら、生産者や集荷業者、団体等々が中心となって円滑に需給に応じた生産ができる状況になるようにする。行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むとした、米の政策の見直しを発表したわけでございます。

政府の決めた農業再生プランでは、都道府県ごとに農地中間管理機構を新設する。それによって大規模化を目指して、10 年間で農地の 8 割を担い手に集約をして米の生産コストを 4 割削減していく。TPP も見据えてはいると思いますけれども、そういったプランを立てております。我が市では、平場と違いまして中山間地を抱えておりまして、集約や大規模化もなかなか難しいところも多くあると思います。今後どういうふうに取り組んでいくのか。

6 月の定例会でも農業分野の成長戦略ということで質問をさせていただきましたが、そのときには当然まだ減反撤廃という言葉がなかったわけですがけれども、市長からは減反の撤廃が抜けており残念だという答弁をもらいましたけれども、5 年後をめどに撤廃になると予想されます。来年以降、飼料用米と非主食用米の作付を誘導するというのを掲げているわけですがけれども、減反廃止に向けてどういうふうに対応していくのか。先ほど冒頭に話しましたように、ちょっとこのことは大分答えもいただいておりますので、もしまたありましたらばお聞かせを願いたいと思います。

(2) 番目のほうに移らせていただきます。来年度の米の作付について、農家の方は当然今からもう来年の作付の準備をしておるわけですし、私も 1 町 3 反歩ほど作付をしているわけですがけれども、来年がどうなるのかということで非常に不安を持っております。国のほうでは、こっこの県のほうに過去最低であります 53 万 5,640 トンということが決定し配分されました。今後、市町村のほうに配分されるわけですがけれども、来年は生産調整の定額補助金

が半額になると、10アール当たり1万5,000円から7,500円になるわけですが、生産調整のメリットは当然薄れます。生産を拡大する農家が多くなることが懸念をされます。

そうなりますと価格の下落ということが当然出てくるわけですが、ことしの米もご案内のように2,300円ほど下がっております。大分新聞等々を見ますと米余りだということが出ているわけですが、そういったことを含めて、私が調査したところによりますと我が農協ではJAそうまとの県間調整を進めておりまして、昨年並み1,600トンだと思いましたが、決まったわけではありませんが数量が期待できるということを話をしておりました。来年の米の作付に向けてどういうふうに対応していくのか、お考えをお聞きしたいと思っております。

3番目でございますが、農家所得向上について、これも質問の中にもありましたけれども、県は政府が決定し来年度から行う米の生産調整、減反や補助金の見直しが県内農家の所得に与える影響の試算を公表しております。それを見ますと個人経営、法人、中山間地等々5つのパターンに分けて出ておりましたけれども、所得はいずれも4%から13%増加するということが出ておりました。ただ、この試算では主食用米の交付金額は減額になるけれども、飼料米等非主食用米の生産による収入増が上回る、米価は現状維持でということで試算をされておりますし、補助金の受給条件を全て満たすと、政策をフル活用した上での想定であり、条件次第では所得水準が届かないこともあり得るということが出ておりました。我が市の基幹産業である農業をどういうふうにして守って、農家所得を向上させて安心して農業を続けられるように、市としてどういうふうに取り組むかをお聞きしたいと思っております。

もう1点、国は2014年度から非主食用米、飼料米等々でございますが、米を生産する農家に補助金を拡充して10アール当たり最大で10万5,000円となっておりますが、数量による助成額が増減されることもあります。いっぱいといれないと減額されるということもありますし、特に販路や流通それから処理施設等々、まだまだ多くの課題がありまして、特に畜産農家との調整がまだ全て進んでいるわけではないということも聞いております。

米余りを受けまして、非主食用米の生産は理解できるのですが、我々は——私もそうですが、日本一おいしいコシヒカリを誇りを持って生産をしてきたわけですが、我が市では飼料米には適さないという声もあります。今後やはり適地適産といえますか、そういったことによって我々のところは食用米をとすることを、市長の答弁にもありましたがそういった意味での県間調整、県内調整も含めて、今まではそういった調整は主食用米だったわけですが、主食用米とそれから非主食用米の県内、県間調整等もこれからやっていって、やはり我がこの土地では主食用のコシヒカリを栽培していくと、いけるということにしていかなければならないと考えておりますが、市長の所見をお伺いいたします。壇上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 農業改革による今後の農政は

黒滝議員のご質問にお答え申し上げます。農業改革による今後の農政ということでありま

して、今、議員がおっしゃっていただいたことは、まさに我が市が今後農政、農業をどういうふうに捉えてどういう形できちんと発展させていくかということの根幹でございますので、ちょっと丁寧に時間をかけて答えたいと思っております。

今、お話がありましたように、平成30年度には減反を廃止するという方向性が出たわけでありまして、これは大いに歓迎をするということを私はずっと申し上げまいりました。5年後を考えますと農業者、農業者団体そして行政が一体となって、要は需要に即した生産と販売を行っていく体制をとらなければならないわけでありまして。これが一番の、国の目指す方向もそういうことでありましようし、我々もそうだと思います。

当初、国が需要量の予測を示して、生産者がみずからの経営判断、販売戦略に基づいて需要に応じた生産を推進するという、生産者判断に任せるという表現がありましたけれども、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むというふうに表現がちょっと変わってきております。それから全国一律の減反方針は廃止しますけれども、この表現から見ますと結局のところ、各県の農業生産の方針、あるいはこの中で県の方針、市町村の方針によります取り組みを国も想定しているのではないかと。全くもう生産者任せでということではないという感じもいたしております。

今、私どもにつきましては地域再生協議会が生産調整を行っているところでありますけれども、こういう形で生産者団体と現場と行政が一体となって需要量予測に基づいて、農業生産維持のために、あるいは米価を維持するため、こういうことを含めながら調整をしていかなければならないと思っております。しかし、きのうもちょっと申し上げましたけれども、現在市内に2つの再生組織、2つのJAということでありまして、5年後の減反廃止になる市内全域の取り組みとしますと、どうしても1組織として検討していかないと必ず何かそごが生じてくるような気がしております。

ですので、なかなかそういう面ではちょっと紆余曲折も予想されなくはないわけですが、このことはそれぞれ我々が幾らどう言ってもなるかならないかわかりませんので、そういう組織の皆さん方ととにかく話をしながら、一本化に向けての取り組みもまた行っていかなければならないと思っております。

市内の中でも、例えばどうしても魚沼産コシヒカリをつくるという方と、いやそうであれば例えば米粉用米でもいい、あるいは飼料用米ということにはならないと思うのですが、それでも土地の肥沃度やそういうものから含めて、どっちみちどうもここでつくっても南魚沼産コシヒカリというほどの——名前はなりますけれども、味を確保できるかどうかわからないから、この際そういうほうに転換したという方もいるかもわかりません。

それはそれで結構ですけれども、そういうことを全部調整しなければならないのが生産再生協議会でありましたので、これがいわゆる地域が分断されているということになりますと、本来ですと1つで済む話が4つになってしまうのです。2、2で分かれてまた話が出ますから、こういうことが非常に難しいだろうなと思っております。

そういう中でも、議員がおっしゃいました2番目の項目でありますけれども、非主食用米

への生産誘導は余りこっちへ誘導するつもりは私はないのですけれども、国としては非常に誘導しているわけです。水田活用直接支払交付金の創設がなされますし、そして農家所得の確保を図るとしてあるわけです。また、ここに来まして平成 25 年産米につきまして、非主食用米交付金が、例えば相当シフトしますよといいましても、現場ではもう、では種もみがあるかから始まりまして、生産への対応ができない。我々のところはできないだろうと思っております。大体例年 12 月、もうすぐ出ますけれども県の生産調整方針が発表されますので、その方針内容によって検討していかなければならないと思っておりますが、5 年後を想定した中で、関係者と戦略を練りながらきちんと対応していかなければならないと思っております。

今ほど触れましたように、当地域で栽培実績のない多収性専用品種が気候や地域特性、土壌に適合するか否か、安定収量が望めるのか。あるいは米粉用となった場合の J A の受け入れ体制も含めた受給インフラ整備こういうものもあります。ですので、非常に難しい問題ではありますけれども、もう目指すところはコシヒカリを全部つくと、そういう方向が私は一番明快ですし、ベターだと思っております。それによってやはり農家所得の安定も図れると思っておりますので、最終的にはそこに持っていくということを申し上げたいと思います。けれども、過程といたしまして一応 5 年間あります。ただ、この 5 年分をもうそっくり前倒しして、いや補助金が半額に減ったのだから、もう全部つくるよという判断が出るかもわかりません。それはそれとしてまた私はいいいと思っておりますので、その辺をどういうふうにとソフトランディングしていけるかということだろうと思っておりますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 質問の途中でありますが、休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 5 分といたします。

[午前 10 時 47 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。14 番・黒滝松男君。

[午前 11 時 05 分]

○黒滝松男君 農業改革による今後の農政は

それでは質問を再開させていただきます。1 番目の減反については、市長はコシヒカリを全部作付していくのだという基本的な考え方を持っているということです。これについてはわかりましたので 2 番目のほうに移らせていただきます。来年度はそんなことで県間調整がまあまあできるということで期待をしておるわけですが、農家の方は先ほども話をしましたようにもう準備を始めているわけです。何とかこの県間調整をまとめていただいて、今年並みの作付がきちんとできるように改めてしていただきたいと考えているわけですが、県間調整は J A そうまということを聞いているわけですが、わかる範囲でこのことについて、市はどのような把握をしているのかお聞きをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 農業改革による今後の農政は

来年度の県間調整につきまして、まだ私のほうにどの程度の量がどこ確保ができそうかどうか、そういう話はまだ一切上がってきておりませんが、担当部のほうへは上がってきているのか……。JAさんのほうで今進めているようであります。できる限り、きのうもちょっと触れましたけれども、もういいのだということできっさとそこから撤退するなんてことは、やはり福島の皆さん方に対しても失礼であります。ただ、心配されることは、我々がそういう思いがあっても、生産をする皆さん方の補助金が半分に減って、そしていわゆる支払う金というのがそう減るわけではないと思うのですね。これからそれを調整するのもわかりません。そうなると、そうであればもう県間調整とかと言わないで自分たちでつくったほうがいいという機運が生まれかねない部分がございます。その辺をどういうふう調整できるかというのが、今後の課題だろうと思っております。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 農業改革による今後の農政は

わかりました。まだ来ていないということですので、また情報が入り次第に伝えていただきたいというふうをお願いをいたします。

3番目のほうに移りますけれども、所得向上ということですが、ちょっと通告には入れていなかったわけですが、新しい制度もまた直接払いといいますか、そういったことも創設をされるということをお聞きしておるわけです。今現在の農地・水、我が集落もそれに参加をしているのですけれども、そこでの整合性といいますか、連動といいますか、その点はだぶって当然受けられるとは思っています。けれども、書き物によると75%に減額をということもちょっと書いてあったのですが、その辺のことがもしおわかりでしたらお答えをお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 農業改革による今後の農政は

これも確たることではありませんが、私どもが12月5日だったですか、南魚沼地域耕地協議会として北陸農政局のほうに来年度の要望活動を行ってきたわけでありまして。その中で農地・水保全管理というこれは、非常にいい制度だし我々にとっては大変ありがたいことですから、これはぜひともきちんとした継続を、そしてできれば面積をもっと増やせないかという話はしてまいりました。それについて、その当時はいやもう75だとかそういう話というのは一切出なかったのです。

その後変わってればちょっとわかりませんが、そういう情報がまだ入っておりませんので、このことが、全国的にはそういうふう抑えられるかもわかりませんが、我々の地域でそう大きく影響するものではないという気がしています。これはちょっとまだはつきりわかりませんが、やはり75に縮めるなんてことのないようにきちんとやっていかなければならないと思っております。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 農業改革による今後の農政は

わかりました。農地・水と申しますか、導入されたのはもう7年前だと思いましたがけれども、そのときもバタバタと比較的時間のない中で各集落等々に下りてきました。それで取り組む集落もあったり、いろいろあったと思うのですけれども、なるべく早く情報を伝えて一いい制度だと思うのです。これやはり取り組んでいったほうが有利になるわけですので、早め早めをお願いしたい。今はいろいろと制約がありましてなかなか縛られるわけですが、その集落にある程度きちんと使えるように、もちろんこっちのほうはだめですけれども、緩和と申しますかそういったこともぜひお願いをして、使い勝手のいいように、また全集落が取り組めるようなスピード感を持って取り組んでいただきたいということを、お願いしておきます。

3番目のほうでございませぬけれども、これに所得の向上ということをあげてあるわけですが、先ほども話をしたのですが、今までは主食用米の県内、県外調整ということをやってきたわけですね。今後は先ほども話したように主食用米と非主食用米の調整といったことをきちんと取り入れて適地適産と申しますか——我が南魚沼市では日本一おいしいコシヒカリをつくっているわけですから、何とか、飼料米なんてことではなくて、県間調整、県内も含めてそういった調整を新しくまた制度として取り入れて、ここではきちんと主食用米がずっとつくっていけるということを求めていきたいと考えております。その辺の考え方についてお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 農業改革による今後の農政は

農地・水につきまして、今、議員おっしゃったように導入時は非常に慌ただしいものであります。これも我々が12月に翌年度の農業政策についての要望、提言に行ったときにそういう話が出ました。とてもそれを急にやっちゃって、しかも、そのときは市町村負担について何ら財政措置がないと、これは絶対受け入れられないですということまで話をしましたら、その後、交付税参入しますということで我々も受け入れて、その制度がずっと始まってきたわけでありませぬ。

ですので、そのときに強く申し上げたことは、農業というのは今ここでこうしろと言ってあしたすぐ対応できるものではありません。これはひとつ十分その制度をつくる、あるいは廃止こういう場合には、相当期間を置いてやっていただかないと、とても対応できませんという話を申し上げてまいりました。今回も中山間地の直接支払、それから農地・水、それから国営の造成地の維持管理の部分が一応話に乗ったわけですが、それについては充実させるにしても、それが削減されていくという方向にはありませんということを伺ってまいりましたので、今のところはそうだと思っております。またある程度、もしそういうお話があれば確認もしていかなければなりませんけれども、これはそういうことであります。

それから、主食用米と非主食用米でありますけれども、これは耕作者の方本人が、どうしてもそれをつくるのだということであれば別ですけれども、私としては非主食用米のほうにシフトしていくということだけは全く考えておりませぬし、そういうことを申し上げるつも

りもありませんので、まずそういう方向に行かないだろう。ただ、耕作者の方が自分で計算をして、こうすればということで、一応4から10%収入は上がるということが試算的には出ておりますので、その中でそれを選択するとなれば、それを我々がそうしないであらうとは言えません。余りそういう方はいないのだろうと思っておりますが、いずれにしても私たちは主食用米、あと酒米はちょっと別個ですけれども、これをとにかくいっぱい作付をさせていただくという方向を、また改めてJAの皆さんとともに確認して、そして農家の皆さん方にもその方向をお薦めしたいと思っております。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 農業改革による今後の農政は

はい、そのことが確認されれば本当にありがたい。農家の方がここで誇りを持ってずっと主食用米を栽培していくということ、強くお願いをして質問を終わります。

○議 長 質問順位18番、議席番号12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 午後1になると思っていたので、応援団がかなり来ると思っていたのですが、ちょっと早いスタートになってしまいました。でも、これだけの傍聴者の皆さんの前で一般質問ができるということは、ありがたいと思っております。雪が降って、山も大分雪化粧をしてまいりました。スキー産業がまた始まるわけですけれども、昨年右肩上がり、多少は上がったスキー産業、またことしもぐぐっと上がればいいと思っております。年が明けるとオリンピックが開催されるわけですけれども、うちの市からも茂野候補そして小野塚候補と2人います。ぜひこの方たちに実際にオリンピック選手になって活躍をしていただき、我が市にまた明るいニュースを持ってきていただきたいと思っております。一般質問に入らせていただきます。

1 災害時の対応について

災害時の対応についてでございます。災害が起こっている地域に職員を派遣し、区長をサポートしてはいかかかということでございます。平成23年の水害がありました。そしてことしの9月16日に台風18号の水害がありました。災害は地震もありますし、この間5番議員が言った原発の災害もあります。水害の場合は事前に雨が降って、どんどん水のかさが上がってくるということでありますけれども、そうしたときにこのたびの9月の台風18号のことを引き合いに出させていただきますと、現場が行政に電話をしても、当直の方が電話に出られて総務の災害担当の方につながることでした。これが結構な時間、当直に電話がつながっていたと思います。

そうしたときには、初期段階の現場ではかなり水害に対してはもう水が出ていて、あたふた動いているような段階でございます。そうした初期の段階に、やはり行政職員を災害が起こっている行政区に派遣をして、いろいろな采配をふるう。なるべく災害にならない対応というのですか、事前の対応をとるべきだと私は考えますけれども、市長の見解を聞きたいと思っております。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 災害時の対応について

災害時にその地域に職員を派遣し、区長をサポートしろということでありまして、これはご承知のように災害発生時、市職員につきましては災害対策本部の事務分掌がございまして、それぞれ各部単位で応急対応あるいは避難所運営こういうことに当たることになっております。規模にもよりますが、ほぼ全職員が災害対応に当たるということになっております。

そこで、被害発生時の職員の派遣ということでありまして、現場での応急対応あるいは避難対応がある場合、その部署は避難所へ行く、現場へ行くということはあるかもわかりません。当然ですけれども現地での応急対応あるいは避難所運営には、各行政区、自主防災組織それらを含めた関係機関との連携が必要でありますので、これは相互のサポート体制をしっかりとしていかなければならないということです。

サポートの範囲というのがどの程度なのかということにもよりますが、基本的には応急対応あるいは避難誘導、避難所運営のための連携サポートが、市のやはり一番最初にやらなければならないこととなりますので、各行政区やそこに職員が張りついて区長をサポートしていくという体制は、個別対応的になりますので、非常に考えづらいことでもあります。

ですので、消防団活動に対する直接的なサポートも、今は基本的には市ができないというか、していないわけです。ですので、職員には災害対策本部員としての職務が最優先でありますので、個別の対応をとるということは非常に無理、ほとんど無理ということです。

ただ、例えば災害が本当に局部的にどこかの集落に集中して、人命も含めて大変な状況になっているという事例があれば、これはまたそこに職員の派遣、あるいは我々が現場にすぐ入るといってもないばかりではありませんけれども、基本的にはそういう対応を市がとることにはなっておりません。今の体制の中では無理だということをひとつご理解いただきたいと思っております。

ですので、いつも言っておりますけれども、一番は自助・共助・公助という、要はそのにいる地域の方でなければわからない災害の規模や、そういう部分もあるわけでありまして、その際はやはり自主防災組織等も含めた行政区全体でのまずは自助、そして共助。どうしてもなくて結局市が出ていくというのは、災害の発生時は我々が例えばその現場にすぐ行っても、対応ができる状況にはならないと思います。いわゆる被災後の安全、そして避難、あるいは生活再建、こういうことをサポートしていくという形になります。

台風 18 号の際の対応、あれは実は市でもお昼の 12 時 40 分ごろだったかに一応対策本部的なものを——準備本部的です、局所的でありましたので——設置したということで、当直員に電話があってそこから市の防災関係の職員に電話をつないだと。それはちょっと私が状況としてわかっていませんけれども、そういう対応もあるわけでありまして、ただ、市の職員はいわゆるそういう連絡等がありますと、すぐにもう一度は本庁に参ります。そして情報をきちんと収集した上で、現場に例えば向かわなければならないという状況であれば、現場に

向かうという対応をしておりますので、そういう対応のことがちょっとご不満だということになりますと、非常にそれを解消するのは難しいという部分もないばかりではありません。個々別々でありますので、一概に何か申し上げるつもりはございませんけれども、職員が個々の集落に赴いて区長をサポートするという体制は、申しわけございませんけれどもとれない。このことだけはご理解いただきたいと思います。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 災害時の対応について

本当に災害にあっている地域というものは、大変な思いで現場は動いているわけでありませう。その中でさっきの電話という話は、もう対応しているにもかかわらず、市役所に電話をしたときには、総務のほうにかかるのではなく、まだ当直の方が電話をとるという対応が繰り返されたという意味です。

その中で今、市長が言ったように、消防団とか地域の活動も非常に大変になってきているわけですが、区長の判断で消防団とかは動いていただいたりしておりますし、対応をやっておるのです。けれども、例えば土のうや砂の問題にしろ、どこに確保してあるのか、その辺を市役所もしっかり把握していなければいけないと思っております。その辺に今回のちょっと不備があったような点があります。

それと今、総務のほうに災害の班があります。その中にぜひ消防署の職員も入れていただきたいと思っております。総務から消防署に電話をするのではなく、消防の方にも災害のところの対応チームに加わっていただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 災害時の対応について

組織上、消防署の職員がいわゆる災害の対応に当たるということは、初期は無理であります。ある程度落ち着いて復旧的な作業になっていくところでは、どうだかわかりませんが、消防の職員というのは、要は人命救助ここがもう基本であります。あるいは人が人を搬出するとかそういうことですから、当初から災害対策本部的なところに、消防の組織を離れて職員を置くというのは、非常に無理があります。

ただ、市の総務部のほうと消防署というのは非常に緊密に連携しております。当然そこに消防団も絡むわけですが、今までの事例でそこに消防職員がいなかったから、そごを来たということはないと思っております。これはちょっと無理があると私は感じておりますが、消防長、あなたの考えをちょっと述べてください。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 災害時の対応について

消防本部では今、市長がおっしゃいましたように、救助、救急それから避難誘導ということがメインの活動になります。水害の発生時につきましては、市の水害対応マニュアルというものに基きまして消防団、消防署とも活動しているわけですが、やはり災害時

にはこれらの活動を優先した中で対応してまいります。初期の段階で本庁舎総務部のほうに職員を派遣するということができるかどうかということは、今の段階ではちょっと申し上げられないというふうに思っております。以上でございます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 災害時の対応について

災害のときには消防団が、本当はかなり力を発揮しています。そういったときに、自分たちだけの消防団の組織では手に負えない場合があります。線引きがいろいろある中で、消防団を動かせるのはさっき言った行政区長です。例えば地区で言うと塩沢地区、中之島地区、上田地区、石打地区とかあるのですけれども、やはり早い対応が求められる中で、土のうもいっぱいつくらなければいけません。今回の9月の土のうの対応は、塩沢庁舎にはなくて六日町の市民会館のところにあった。例えばそこに来て土のうを持っていくときに、他の消防団がいたとしても、他の組織はそのままとまっているわけです。動いていない消防団もそこにいる。そこだけを見ますといろいろな対応の仕方があると思うのです。そういった中で初期の段階かどうか、これはでも消防署の方が消防団のトップに指令をやるわけですので——行政区もやりますけれども、やはり早い対応がとにかく求められるわけですので、その辺をしっかりと見ていただきたいと思っておりますけれども、市長の見解を問います。

○議 長 市長。

○市 長 1 災害時の対応について

特に初期対応というのは、迅速さが一番求められます。そこで、ご理解いただきたいのは、消防署が消防団に対して指令はできません。これは例えば塩沢地域であれば当然ですけれども消防団長が、その中に今度は方面隊長がいるわけです。方面隊長から例えば第二分団のところでは災害が起きているけれども、応援が必要だから第三分団出動。これを出さないと区長さんが幾らあちこち飛んで歩いても、それはなかなか機能しませんので、いわゆる消防団の中での連携は、今非常にうまくいっていると私は思っております。ただ、事例を挙げられて、これはどうだと言われるとそれはちょっと私はわかりませんが、あくまでもそういうことですので、消防署が消防団を指揮するという一切ありません。これは私どもの総務部のほうから消防団に対して指令を出して、それに基づいてやるということになる。

災害時はやはり組織をきちんと守ってやっついていかないと、大変な混乱になることがあります。それは融通のきかない部分というのは、若干は出るかもわかりません。けれども、これはきちんと守っていかないと、後々対応の中において大変なそごが生じるということも出ますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。消防団のほうには、うちの総務部のほうから間違いなく団長を通じながら、きちんとした指令を出していくということはお理解いただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 災害時の対応について

そうなのです。情報がいろいろなところからというところが問題なので、一本化をするた

めにも、やはり行政区長のみならず職員がサポートしたほうが、情報の一本化的には私はいと思います、市長の見解を問います。

○議 長 市長。

○市 長 1 災害時の対応について

情報的な部分であれば、当然そういう面で私どもが、区長さんあるいは災害に当たっている方のサポートというのはしているわけです。ただ、そこに人的な支援に赴いて現場で一緒になってやっているというのは、ちょっと無理があるということを示しているわけです。区長さんに我々のほうでつかんでいる情報をどんどん流すというのは、これはもう当然やっていかなければならないことでもありますので、当然そういうことです。

おととしてしたか八箇峠トンネルの爆発事故がありました。このときに一応全ての対応の権限を私が任されたわけでありまして。そこには北陸地方整備局から、警察から全ての組織を網羅した。ところが、やはり組織の中の1つは、我々が把握していない、あるいは流してはならないと思われるような情報を、新聞記者に漏らすことがあるのです。こうなりますともう大混乱なのです。それは厳しく私のほうからも注意いたしました。結局災害対応というのはそういうことでありまして、要らない情報、うその情報これがもう交錯するわけですので、それはきちんと統制していくということは、やはり災害の組織図のとおりきちんとやらないと、これはなかなかでき得ないことですので、それはひとつご理解いただきたいと思っております。

情報は十分過ぎるほど出していこうと思っておりますし、もしその対応に誤りがあったとすれば、それはおわびを申し上げますけれども、そういうことのないように今度はきちんとしていかなければならないと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 災害時の対応について

わかりました。一番は現場の早急対応ということと、現場を見ていく。建設のほうの方は、河川とかいろいろ絡んでいますので、そこには来ているときもあります。けれども、やはり現場をしっかりと見ての対応というものを早急にやっていただくことが、災害時におきましては一番のことです。本当に時間的な勝負だと思っておりますので、その辺をよろしく願いまして1番は終わりにいたします。

2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

続きまして2番の質問に入らせていただきます。以前もデマンド型の三条型を取り入れたらいかがかという質問をいたしましたけれども、三条もデマンドタクシーをやり始めてから数年やることによって、問題点もいろいろ出てきたそうです。我が自治体では今やっていないわけですので、そういった改善策を見ながら、ぜひデマンド型タクシーを三条がやっている手法で、うちの市でも取り入れていただきたいと思っております。

桑原議員の質問でもありまして、市長の答弁の中では平成27年の基幹病院、また病院群の開院に向けていろいろ考えているのだということでもあります。本当に病院のこともそうですが、特に回っていて年配の方が、たまには町場に出てみたいとかいろいろおっしゃっており

ますけれども、免許がないのでそこにバス路線とかがないと非常に出てきづらい。また、病院に行くにも、家族が仕事を午前中休んだり、午後休んだりして送っていくというケースが多々あると思います。

三条の手法を取り入れることによって、市内でも人口の行き来がかなり起きるのではないかと。観光といいますか、塩沢から例えば大和の公園に行ってみたり、大和の方が塩沢の牧之通りに来てみたり、また六日町の中心街に御飯を食べに来たりというように、お年寄りの交通弱者の方からすれば、そういうことをやってみたいけれどもなかなかできない現状があるということでもあります。三条の手法が、ほかの自治体をいろいろ見た中でも、かなり市の負担は多いのですけれども、やるべきだと私は考えますけれども、市長の見解を問います。

○議 長 市長。

○市 長 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

三条で実施しておりますデマンド型タクシーですけれども、これは議員ご承知だと思いますが、市内に停留所を610か所設置しております。これは特徴的なことですが、自宅からの利用も可能だということ。それから、定刻運用ではなくて、当然ですけれども利用者が自分で利用したい時間を決めて、1時間とか2時間とかという予約制でありますけれども決めることができる。決まったルート運行ではなくて、例えば塩沢の方がジャスコへ行きたいと言えば、そこへ直行ということになるわけです。それから、市内で5社のタクシー会社が一応連携をしております、さっき触れましたが利用時間の1時間前までに直接予約をする、これで利用可能、こういうメリットはあります。

デメリットといたしますと、今、議員がおっしゃったように財政負担が非常に大きいわけでありまして。三条市が平成24年決算で7,500万円を超えております。利用者の利用料金は4,700万円ぐらいですから、利用者から3割一応ご負担いただいている。ですので、利用者が増えれば増えるほど市の財政負担が増えていくということです。

三条ではこのままではちょっと市の財政負担に耐え切れないということで、平成26年、1月ですからもうすぐですけれども、負担を今までは3割ですが、今度は45%に上げなければならない。三条市長もこれを始めたときに、トップダウンでやっているということですし、私も話を伺いました。とても青天井の財政負担ができるわけではないから、例えば1億円であれば1億円程度にきちんととどめるということをやってくれと、また今おっしゃっているようであります。将来的な財政負担が全然見通せないのですね。利用者がとにかく増えていけば財政負担が増える、減っていけば減るということですが、予測が立てづらいわけですので、非常に財政的な見通しが見つからない。

それから、これを見ますと朝夕の時間帯に利用者が集中して、5社で対応してもなかなか大量輸送ができないという弊害もあるようであります。ですので、三条市内で循環バスも当然運行していると、こういうメリット、デメリットはございます。

そこで、我が市で三条型のデマンドをやるかと言われると、これは申しわけございませんけれども、とてもやれる状況ではありません。財政負担も含めてですけれども、これはちょ

っと無理がある。そこで、今私どもが「生活交通ネットワーク計画」の中で、より効率的、利便性の高い運行、こういうことで市民バス運行計画を再編しているところであります。アンケートの中で要望が多いのが、医療機関、商業用施設、交通拠点施設へのアクセスを容易にしようということで今取り組んでいるところであります。

市の循環バスを最大限駆使しても、カバー仕切れない部分というのはやはりございます。きのうもちょっと触れましたけれども、塩沢地域の清水あるいは栃窪、岩之下、こういう部分です。大和であると後山、辻又、こういうところはデマンド部分をうまく組み合わせながらやっていかざるを得ないのかなという思いはあります。そうなってもそこでは今度は利用者の負担の部分が、循環バスも一応有料制にしていこうと思っておりますけれども、これはとてもデマンドのタクシーのように3割、5割もらうなんてことにはなりません。その辺の利用者の負担の公平性も勘案しながら、今、計画を練っているところであります。議員がおっしゃるように全域をデマンドでカバーするということだけは、でき得ないということだけ申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

でき得ないと言われますとなかなかざくと切られた気になります。非常に人口が三条とは違う、向こうは10万人ちょっとでこちらは6万人ということですので、財政負担を言った上でのそういうことであります。今年度は三条も8,000万円を出るような試算が出ているわけでありまして、その問題点があって今回12月13日ですかの三条の資料をいただいております、そういうところを見た上で、なるべく行政負担がない中で、本当に交通弱者を守るという視点で我が市でも導入というものを――市長は、今あり得ないという話をしましたけれども、再度、どうやったらこれができるのか。例えばこれをもし導入した場合、使うということは市民からそれだけありがたがられるわけです。その分、行政負担があるわけです。逆に使わないと予算の執行が少ないわけです。その点に関しては市長は、もし、導入した場合だったら、いっぱい使って予算を出す考えがいいか、それとも使う予算が少ないほうがいいか、どっちの考えかなというのをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

非常に難しい問いかけでありまして、導入するからにはやはり大勢の人から使ってもらわなければならない。そのための財政負担がどうだということになれば、それは覚悟した上で導入するということになるわけです。しかし、財政負担ばかりという意味でなくて、議員もご承知のように、今、私どもも市民バスと路線バスと組み合わせながら、一応のことはやっているわけです。そこで、それをもっときめ細かくやろうということは今計画しているわけです。その上に全ての地域にまたデマンドを入れるなんてことは全く考えられない、私はそれを言っているのです。当初の計画からデマンドがどうかこうとかという部分が出てきて、検討中だということであればですけども、今は委員会の中でもほとんどデマンドというこ

とは考えずに——当初その議論は確かほとんどなかったと思うのです。それはそれでいいです。ですから、デマンドを全域に適用させようという気はありません。しかし、それを併用しなければ足が確保できない部分については、それは併用していかなければならないということなのです。

ですので、100%否定したということではありませんけれども、もっと市の負担が少なく済むか多く済むかは別にして、バスで家から家までというのは、どう考えたって無理ですから、幾らお年寄りであっても少しはやはり——病気であれば別ですけども、もう家の前からタクシーに乗って、そして行きたいところへ好きなように行けると、この制度を全部ここにそろえろと言われるとこれはもうでき得ない。

ですから、ある程度の範囲を想定しながら、そこにバス停を設けてバスに乗っていただく。これを大体市内の中では循環させれば、そう大きな不便にはならないだろうというのが今の考え方です。ですので、デマンドを全く否定したということではありませんけれども、全域にこれを導入するというのは、議員からどう言われようと、ここで検討しますということまでは申し上げられません。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

バスはやはり不便性があるのですよ、市長。それを改善しようとしてやっても、やはり不便な場合があります。デマンドで例えば三条は 610 だかの駅というかがあるのですけれども、うちの市が 236 集落ですか、各公民館というのは大体中心部にあります。それを各集落の拠点として、それに病院とか町場とかそういったものを組み合わせていったほうが、本当に交通弱者からすれば、バスのところまでの路線を具体的に今どこまで出てきているか。多分検討はしているのでしょうけれども、出てきていませんね。

デマンドのほうも最初は手法として取り入れられるかという検討はしたと思います。去年の上田の実験でもそうでしょうし、それに至ってはやはり余りよくなかったというか使いづらかったという面がある。やはりやっている自治体があって、不備がどんどん出てきているわけです。なので、こういうことを取り入れて市民のため、本当に交通弱者のために。今、市長は本当にそのぐらい歩いてもらわなければ困ると。歩ける人は歩いて公民館まで行きます。それを場所にピンポイントに行く、○路線だとかなりの時間を、それに乗るかといえば乗らないわけです。I 路線であれば乗るかもしれませんが、そういったものをよく細かくしていかないとだめなわけです。

そこで、このデマンド型のタクシーというものはすごく使いやすいと、私は感じております。そうは思いませんか。導入するしないは、市長はもうしないと今、断言はしていますけれども、使いやすいとは思いませんか。

○議 長 市長。

○市 長 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

当然タクシーと同じ形態になるわけですから使いやすいです、まさに使いやすい。しかも、

費用が3割ですから使いやすいのです。しかし、そこまでやらなければならないという理由は、私は見いだせないということを申し上げているわけです。病人の方は病院に行くということになりますと、救急車を頼むか何にするかそれは別にして、一般的に各集落の、今大体我々が円を描いているのは、集落の集会所を全部網羅しようということをやっているのです。ですから、集会所までは何とか来てください。そこまでも行けないということになりますと、これはもう病人の搬送と同じようになってしまうわけです。では、そこまで歩けない方がタクシーを降りて施設の中で買物したりできますか、できないのですよ。

ですので、ある程度は歩ける可能性のある人ぐらいまでを対象にしないと、とても寝たきりの人やそういう人まで全部対象にして、いわゆる家から病院まで、家から買物の施設までということちょっと、ある意味そこまで行政がしなければならないということではないというふうに私は思っているところであります。ご意見が大部違うようでありますので、余りそこまでは申し上げませんが、併用をお願いをしたいということでもあります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 デマンド型タクシーを我が市でも導入すべきだ

バスが本当に集落の公民館まで行くような考え方でやっていらっしゃると今おっしゃいました。私が今言ったデマンドも、そういうふうな形にすればいいのではないのかということですが、バスがそこまできめ細かくする路線をつくるという今の段階なのでわかりました。またそれを見た上で以後質問するかどうかはあれですが、絶対にでもいいことはいいいという考え方で、今この段階で検討する、しないということをおっしゃらない、断固しないという市長の答弁だったので、本当に弱者にとっての気持ちというものをやはりわかっていただいた上で、路線バスをしっかりとやっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後1時10分といたします。

[午前11時51分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 質問順位19番、議席番号10番・林 茂男君。

○林 茂男君 歩む会の林 茂男でございます。議長より発言を許されましたので、通告にのっとりまして質問をさせていただきます。冒頭であります、きょうの朝、テレビニュース、また新聞日報では一面に大きくということでありまして、この議会の最初、始まりでも市長から大変残念な報告でありましたが、県立武道館の当市への設置が望めなかったという報告がありました。大変残念に思っております。市長は冒頭にご自分の力が及ばなかったという発言をされておりましたが、果たして私ども議会、議員にとって責任の一端はないかという、私はきょうの日でありますので、一言だけ自分の思いを語りたいと思います。

大原運動公園に係る流れの中では、土砂災害の指定区域とかそういったものが取り沙汰されたり、また前回の9月議会においては、県立武道館の南魚沼市への設置を求める意見書の

議会発議の中で全会一致をみることもなかった。我々の隣のそれぞれの市、町に対して協力を仰ぎながら、私どものところがそういうことができなかったということも、今回の結果に果たしてその一端になってはいないかということ、改めて私ども議会人として考えなければいけないのではないかという思いが、きょう朝しております。それでは質問に入らせていただきます。

1 「もみ殻」をどうするか

質問事項は2つあります。演壇からは「もみ殻」をどうするかというテーマでお話をさせていただきます。1970年から続いた減反政策からの転換、TPPの行方、大きく農業政策が変わるといふ本当に大きな流れの中で、本12月定例会においても、私の前にたくさんの議員の皆さんが一般質問で農業問題を取り上げられました。私もことしの3月に市内の減反率の均一化を図るべきだということ、ここの壇上から申し上げましたが、そこからまた大きく変わっていくということで大変驚いているところであります。先の9月定例会では、議会の中で市のコシヒカリの普及促進に関する条例も制定されました。多くの議員の皆さんは大所高所からの議論をされている中であります。私は同じ農業問題ですが、膝元の非常に小さなものを取り上げているような気がしておりますが、ただ、今、表面化はしておりませんが、必ず今後見落としてはならない問題となってくると思い、今回このテーマを上げさせていただきました。

それは貴重な有機物資源である「もみ殻」の問題であります。少し前まではこの地域の秋の風物詩ともいわれるような形で、野焼きといいますかもみ殻を焼く山が見えておりました、煙もたなびいておりましたが、現在は原則禁じられております。見ることも本当にまれになってまいりました。私の子どもも含めて今の子どもたちは、あのおいを皆さん一様に臭いと言います。歌にもありますいろり端の香りにそういう懐かしさを感じる前に、私どもの世代はもう感じておりませんでしたけれども、同じようにそのような風景も消えていくのだろうなと思っております。渋柿をかじったことのない子どもばかりの今の時世になっております。

このもみ殻であります、今、ある程度大きい農家はトラック用のコンテナなどに一時置きをして、それをそこに排出して廃棄などしております。産廃業者の皆さん、例えばごみ処理をできる業者の皆さんに委託をして、それがなされているというのがよく見受けられるところでもあります。もみ殻の堆肥化での利用、これが県外業者への引き取り、また田畑への敷き込みなどで対応されていると思えます。

ただ、この秋であります、一部その処分について大変苦慮しているという心配の声が届けられました。これまでの行き先は、多くは塩沢地区でありますとJAしおざわ、カントリーエレベーターの脇にあるストックヤード仮置場、また、JA魚沼みなみさんの管内でありますと大和の茗荷沢地区、消防大和分署近くにある南魚沼広域有機センターでしょうか、そういったところへの持ち込みが多かったと思えます。一部農家自身の田んぼに持ち込み、また、大規模農家のところに持ち込んで処分しているという方のことも聞いております。

今回の処分への苦慮の声というのは、この中で、特に2つの両旧町にある2つの施設への持ち込み拒否に近い形、また持ち込みを渋る対応、こういったものがあらわれたことによります。当然、請け負っているそれらのごみ処分の業者の皆さんからは、委託を受けた農家に「これからちょっと持ち込めないかもしれません」という話があって、それで一部に、本当に少なかったですけれども、問題の声が上がりました。ことしは何とかしのいだという状態と聞いております。

業者の皆さんにお聞きしているところでは、年々その対応が厳しくなっていく。今は燃せません。そして、大規模化の中で非常にたくさんのもみが出てしまうという問題がありまして、必ず近々、この数年を待たず問題化するという不安を訴える方がおられます。

これまで塩沢のカントリーのほうから運び出していた群馬のほうは、JAの方にお聞きするところでは、私も見ていましたけれども、焼土メーカーが、家庭の菜園用のものに使う、またプランターの培養土に使う、水分調整剤の原料の一部として使う等でこれまで引き取りが行われていました。ですが、彼らはほんのこの数年間で非常に少なくなっておりまして、引き取りがなくなっているところで、今、JAしおざわのほうでは本当に問題意識を持っておられました。受け入れられない状態が生まれてきているという状況です。

それで、塩沢農協ではカントリー利用者、自分のところに米を出している方については、それを受け取っていかうということはあるけれども、それ以外は——でも、組合員であるというところで苦しいところがあると言っておりました。

塩沢で受け入れられないものが、大和にある時期集中していくということがあるそうであります。そこでは同一市内のまた市の施設でありながらも違う農協でありまして、なかなかそういったところに、管内2農協の問題も内在しているのかなということも感じた次第であります。

この議会中、また、先の9月議会でも市長からも発言がありましたが、40万トンと40万人に販売するという意気込みは、この農政転換の中で本当に私も大賛成であります。そうありたいと思っておりますけれども、翻って足元はどうかと言ったときに、日本一のトップブランドを誇るこの地域で、循環型農業の形態が確立されないで本当に日本一のコシヒカリの里といえるのかどうか、大変心配をしているところであります。必ず顕著化してくる問題だと思っておりますので、先手の対応が必要だと思っておりますが、市長の所見をお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長 林 茂男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 林議員の質問にお答え申し上げます。

1 「もみ殻」をどうするか

この問題につきましては議員から一度お電話をいただいて、実態的な部分もちょっと調査をさせていただいたところでありまして、現状は今、議員がおっしゃったとおりでありまして、一部ではあります、その処理に大変苦慮し始めたという状況が見えていることは事実でございます。

しおざわ農協あるいは魚沼みなみ農協の状況は、もう議員がおっしゃいましたので特に申し上げませんが、今、我々のほうで進めるということは、議員からちょっとお話ありましたように土へのすき込みです。これが一番土づくりにも効果がある。ある大型農家の状況ですと18ヘクタール耕作しております、そこから出るもみ殻を3ヘクタールの農地に土壌還元していると、これはローテーションしていくということでもあります。

普及センターのほうの専門的な話ですと、これはご承知かと思えますけれども、わらと違って分解が遅いから春ではだめだと、秋の耕運で稲わらと一緒にすき込む、これが一番いいということだそうであります。大体量は農地から出るもみ殻の2倍の量までは支障がないと専門的な見地からは言われているところでもあります。そういうことをとにかく進めるということがまずは一番ありますが、なおそういう部分でどうしても大変な状況があるということになりますと、9月議会でしたかでちょっとご質問が出ましたけれども、もみ殻の燃料こういう部分ということもお話がありました。しかし、これはなかなか利用量が一定ではないわけでありまして、不利用のもみ殻の量とバランスがとれているかと言われるとこれもわからない。非常に苦慮しなければならないということでもあります。

今、現実に処理できなかった部分をどうしていらっしゃるかというのを、ちょっとまだ私が承知しておりませんが、とにかくこれからまたJAとも話をしながら、土に還元をしていくという方法を、まずは一生懸命推奨をしていくということ以外に今のところこういう利用法があるという部分をちょっと我々もつかんでおりません。議員のほうで何かまたそういういい情報等がございましたら、お知らせいただければ検討しなければならないと思っております。とりあえずはそんな状況の中で、土壌づくりのためにもすき込みをとということを、まずは徹底して推奨していかなければならないと思っておりますが、よろしく願い申し上げます。

○議 長 10番・林 茂男君。

○林 茂男君 1 「もみ殻」をどうするか

このことを受けて有機センターを前に一度見に行ったことがあったのですが、そのときは、恥ずかしいことですが余り関心を持っていなくて、さっと施設を見てただけだったのですが、今回、近くと同僚議員の方にお願ひして顔つなぎをしていただいて、いろいろ聞く機会を持たせていただきました。その中で、実際ことしは運び込まれなくて大変な状態だったけれども何とかあったという話だったのですが、そこで聞いていて一番の問題は、本来であれば運搬のいろいろな難しさもありますのでそこだけではなくて、例えばこちらの南側のほうにも1つこういうものがあればなという簡単なちょっと素人考えでしたのです。

けれども、実はよく考えれば当然ですが、原料といいますか家畜の糞でありますとか、きのこの皆さんが廃棄されるものを使って、もみ殻と混ぜて当然有機化をしていくわけであって、その中において今の畜産農家の減少化の問題もあります。実際今、市内には、資料ですが酪農が12戸、肉牛が6戸、養豚の方が1戸ということです。お聞きしたところによると、今あそこに持ち込まれている畜産関係の皆さんは7件にすぎないという状態で、堆肥化でき

る量というのものもあるのだろうなという気がしました。そういうことで言うと、先ほど申し上げた分散をしてどうのこうのという話は、ちょっとこれは頭の中で考えたことだけにしかないのかなということ、私が一番思ったのは、堆肥施設の拡充なり置き場の問題なのかなという気がいたしました。

実際、センター長さんの話だと、一時期に集中し過ぎるという問題が一番ネックになっている。心ならずもなかなか渋ってしまうときも当然あるのだということでもあります。これが1年のサイクルになると、その一時期の膨大に持って来られるときがなければ、何とかしのげるのではないかということをおっしゃっていました。

すき込みの話がありますけれども、なかなかそれを全部やっていくのは大変なことではないかなという中で、特に堆肥化の中で両JAともに土づくりからだと、当然営農の皆さんは言っているわけです。土づくりにおいても堆肥化の問題、これにまさるものはないのだろうという気がしております。堆肥化の問題、畜産のもう一度底上げはなかなか難しいテーマだと思いますけれども、そういったことも含めて全体の中でやはり農業を考えていくことが、この地域の生き残りへの道だろうと思われました。

初日にありました監査結果報告の中で、監査委員さんからの広域有機センターについての監査委員の所感という中で、そのとおりの文章を読み上げますと、「今日までの経過をみると、稼働率が約80%程度と過剰の設備の面も否めないが、散布期間が限られることを考えると、やむを得ないと思われる」とありますが、私はちょっと違う印象を持っています。今ほど申し上げたように逆にあそこの堆肥センターのバックヤード等の拡充、もしくは周辺にそういったものが望めないのであれば、JAしおざわ等に働きかけるなどの中で、一時置き場、それも雨になるべくぬれない形ででき上がれば、当面はしのいでいけるのかということ、問題意識を持って見てくる中での考えになりました。

これについて先ほど冒頭に申し上げたとおり、JAの中にはやはりもみ殻だけを持ってこられて、米を持ってきてもらえないという問題もあるわけで、JAの皆さんも口はばったく私にもものを言っていました。そういったところもあって、行政的な視点からやはり何らかの問題提起をしてもらわないと、ものが前に出ないのではないかなということ、担当する方は名前を伏せますが言っておられました。この点について市長、見解をもう一度お願いしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 「もみ殻」をどうするか

有機センターにつきましては、実は3年ぐらい前でしょうか。今、大和にある部分は本当に利用をいっぱいしているわけですが、やはり運搬費が塩沢方面までというところ非常に高くなるということもあって、JAしおざわで有機センターの建設構想を立ち上げたところがあります。しかし、地域周辺の皆さん方からの、臭気、確かにおいだと思うのですが、大変な反対ということに遭いまして、断念せざるを得なかったという経過がつい最近ございました。

そこで、例えば今、議員おっしゃったように現在の有機センターの拡充、拡張ということではありますが、それが不能ということではないと思いますけれども、ストックヤードだけ広げてそれも無理なわけでありますので、結局施設を全部また拡充していかなければならない。以前にも小澤議員からインターチェンジのあたりまでにおいが来るということで苦情もいただいたりしました。今、におい対策で近畿大学の田中教授と提携をさせていただいて、これは豚舎も含めて、あるいは市の島新田の環境センターのにおい等も全部見ていただいて、薬品を投入することで非常に抑制効果が出ているという状況が出てまいりました。確かもう少しやってみなければならぬわけですが、ある養豚場では非常に効果がある、そして安いというお話も伺っています。におい対策も含めて新たに設置あるいは拡充ということになりますと、どうも簡単な状況ではないという部分があります。けれども、いずれにしてもこういう実態をきちんと調査をしませんと、本当にどの程度の量が処理に困って、今言ったように有機センターの拡充もありますし、いろいろあるでしょうけれども、どういう方法をとれば抜本的な対策がとれるか。このことを調査させていただかなければなりませんので——JAさんとも協議をしながら、JAに全然出さないでいてもみ殻だけが困ったという人だっただけで確かにいるわけです。そういう部分がどこまであるのかも含めて、ちょっと調査をさせていただくということでご理解いただければありがたいと思います。

○議 長 10 番・林 茂男君。

○林 茂男君 1 「もみ殻」をどうするか

本当に調査を開始することが最初の一步だと思えます。すごく農業の大きなテーマで難しい問題だと思えます。これから農政転換の中で大規模化がどんどん進められる、数年のうちに8割でしょうか、担い手というか当然大規模化ということでしょうけれども、そういったほうに向く政策が、もうそういうふうに進んでいくのだらうと思えます。その中で必ずこの問題は避けて通れない問題だと思えますので、JAさん等との協議のほうの主導をしていただくようによろしくお願ひしたいと思えます。質問事項の1は終わりにさせていただきます。

2 住宅除雪援助の制限緩和が必要ではないか

質問事項2のほうに移らせていただきます。住宅除雪援助の制限緩和が必要ではないかということをお話をさせていただきます。高齢者の皆さん、また除雪をできない事情のある世帯を救うという意味で、当市も取り組まれております住宅除雪援助事業制度は、大変助かっている方が多いと思えます。認定者数は226人というのですか226件というのでしょうか、そのうち9割の方が前の年にやっていて再申請をされると伺っております。

福祉課からの依頼を受けました民生委員の皆さん、大変きめの細かい対応もある中で、そういった世帯の皆さん、弱者と言われるような皆さんが、大変なこの豪雪の中でもそういうことを享受されていると思えます。市の単費だということでもありますし、当市は24時間の制度の枠がありますが、隣の魚沼市の場合だと、あそこがまた豪雪地だからでしょうけれども、入広瀬で48時間、守門では40時間ということをお聞きしております。ただ、当市もごくの状態になれば、災害救助法の適用等の中で、非常にこれも生かされて使われているというこ

とで大変ありがたいものだと思っております。

ただ1点、今回の制限の緩和で私が申し上げたいと思っておりますのは、申請のそういった市民の皆さんからの相談を受けたり、また今回選挙があったわけでありましていろいろな方とお話をする中で、少なからずの方が申されていたことがずっと耳に引っかかっておりまして、このことをテーマにさせてもらいました。

特に融雪屋根の住宅は、現在対象になっていないということになっております。ただ、実情は燃料の高騰などで融雪装置を使用していない方が非常に多いのではないかとことを思っております。事業の対象範囲の中で、融雪屋根の場合は、故障等で除雪が必要となった場合に限って作業の安全が確保できることを条件に対象とするとあります。果たして現在の状況にあっているかどうかと思っております。

実際、自分の例をとりますと、私はまだ自分が屋根の雪下ろしをできるわけで同じ話にはなりませんけれども、うちの屋根の問題だけで言うと、平成13年に融雪屋根にしました。大変その後も大雪があったわけですが、平成16年、平成17年だったでしょうか豪雪のときに余りに経費がかかり過ぎて、その後それを使うことをやめまして手掘りにしました。この間ずっとそれを続けています。こういう人が多いのではないかと。

というのは、まだ高齢といわれる前、当時まだ景気等もよかった時代に、屋根をそういうふうにした方々が、例えば15年、20年前にそれをやっていた場合、今まさにこの制度の救済を受けるにふさわしい年齢になっている方が、もしかしてやはり——私のうちの事例だけではなくて年代だけのことを言っていますが——そういったことになっている人が多いのではないかと。

今回ことしの平成25年度の申請者が現在244件あって、先に述べた認定者の226件、申請者が244件、認定が226件、18件の方が却下だったと聞きます。屋根融雪だから却下されたという方はゼロと数字をもらっていますが、以前はあったようであります。ただ、この問題がやはり申請のところまでいかないことに、非常にハードルになってしまっていないかどうかというのが、私がちょっと心配しているところです。そういった事例もやはりあるということをも自分でも聞いたり聞かされたりしている中で、果たしてこの辺のところを改善しないと現在の問題に対応できないのではないかと。またこの制度の、温かい、みんなで守っていこうという本来の趣旨にそぐわない点になってしまわないかということも危惧しておりまして、この点につきまして市長の見解を求めたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 住宅除雪援助の制限緩和が必要ではないか

この問題につきまして、今、議員がおっしゃったようなことが発生する可能性が、非常に高くなってきているわけでありまして。当然ですけれども今、対象としておりますのは、65歳以上の一人暮らしの世帯、または65歳以上の高齢者のみの世帯、世帯主が身体障がい者1級から4級の世帯、母子世帯、そのほかに市長が特に必要と認めると、ここが幅が広がったり狭かったりいろいろですけれども。この中で市民税の所得割の課税がない世帯、あるいは世

帯員のいずれかが市内に居住する方の所得税の扶養親族となっていない場合、3か月以上当該住宅が不在とならないということ、割合ときつくといいますか厳格にやっているところでもあります。ですので、当然ですけれども生活保護世帯は住宅除雪の対象ではないということですが、これは生活保護制度で対応します。

今、議員がおっしゃっていただいたように対象となる住宅というのは、要は雪下ろしをしなければ危険だという状況であります。そして、若いときに屋根融雪を数百万円もかけてやって、しばらくはその状況で耐えてきたけれども、議員もおっしゃっていただいた大変な豪雪、あるいは日常的にも燃料費等の負担が非常に厳しいという部分が、かいま見えてきているということでもあります。

今まで故障等については、対象にしてきました。そうしたけれども、ことしはとても故障してだめだったと。ただ、燃料費が高くなり過ぎてとても世帯で賄えないからというのは、ほとんど今まで事例がなかったものですから、余り取り扱いとしてはなかったわけでありませう。そういう状況が出てきておりますので、弾力的な運用を心がけて、真にそういう方であればこの対象にしていかなければならないということ、議員の質問があつてから確認をしたところでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 10番・林 茂男君。

○林 茂男君 2 住宅除雪援助の制限緩和が必要ではないか

弾力的なということではありますが、なかなか難しいだろうなということはある。故障していれば、例えば自分のうちの場合で見ると、設備はそのまま、スイッチをこの十何年間入れたことがないという状態です。入れたらどうなるのだろうという怖さもあつて入れないという部分もありますが、故障しているのかどうか。多分、私がつくったときの業者さんはもう連絡がとれない。あのころいろいろな業者さんがいましたので、そういったこともあつたりしていろいろあると思います。この辺をどういうところをもって使えない屋根だと判断するかどうかというのもあると思うのですけれども、本当にそういうふうに進んでもらえれば助かる方が出てくると思います。

もう1つは、どうしても屋根のアンクル等滑りどめがないと上がれないというのがあります。多分リフォーム事業でも認められるのかもしれませんが、そういった中でそれも弾力的にといいますか、大変高齢で資金等が豊かではない方も多いわけです。できるかどうかわかりませんが、その辺のところの特別な融資とか貸し付けとか、そういったところのこともセットにして安全にやってみようという姿勢を打ち出せたら、なおいいかなという気がしておりますが、この辺について再度お答えいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 2 住宅除雪援助の制限緩和が必要ではないか

この制度は、いわゆる経済的援助ということが当初の目的ではなくて、屋根雪処理をするために人命の危険が伴うという部分を重視して設けた制度であります。さっきも言ひましたように、若いときは融雪装置でもう十分回つていたし、ある程度になったら今度は単身世帯

になってしまって収入が非常に厳しい、といいますと、本来は目的はちょっと別だったわけです。しかし、現実としてそういうことでありますから、これは弾力的な運用の中で、きちんとした調査はいたしますけれども、今後は一緒に対象としていこうと。それから故障の場合も先ほど触れましたけれども、何が故障かと言われても、とにかく回らなければ故障です。これはその原因を究明するまで待っているなんてことはなかなか言っていられないと思いますから、そういう部分もそう難しいことを言わずにとは思っております。

しかし、今おっしゃったように足場がないとか、アングルがないということになりますと、今度はそこへ上がった人の人命が非常に心配になりますので、それらはきちんと調査をした上で——とても足場がないところに、幾らそういうことに携わる人だからといっても上がれというわけにはいきません。どうしてもということになりますと、今、議員がおっしゃったようなアングルだけでも設置が必要になりますし、それはやはりお願いをしなければならぬということになろうかと思えます。

いずれにしても冬もまた近い、そろそろそういう状況が見えることもあるわけですので、今申請をいただいている方について、却下というか不採用という部分がちょっとあったようであります。そう間違った部分ではないと思うのですが、改めてまたそういう方からどういうお話が出ますかはちょっとわかりませんが、議員のおっしゃるような方向で検討してまいらなければならないと思っております。

○林 茂男君 終わります。

○議 長 佐藤 剛君から議場での資料配付願いがありましたので、これを許可しお手元に配付いたしました。

○議 長 質問順位 20 番、議席番号 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 傍聴者の皆様、ご苦労さまです。今定例会で 20 人の議員が一般質問をしまして、最後になりました。前におられる議員は大体終わらして私だけということで、皆さんが安心した表情の中で私が緊張に震えているのが、ちょっと不安な状態です。3 期目になりまして一応年数は中堅議員ということになりますので、一生懸命頑張りたいと思います。ではよろしく申し上げます。

発言を許されましたので、通告に従いまして 2 点質問いたします。

1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

1 番目の大項目でありますけれども、持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組みであります。新しい任期になりまして、最初の定例会の一般質問であります。そしてまたここ数年のうちに財政運営の考え方を大きく変えなければならない時期が来るだろうという思いもあります。そこでまず気持ちも新たに、基本であります財政関連で現状の認識やら今の財政、今後の財政見通しの対応などをお聞きしたり、私なりに提言とまではいきませんが、思うところを述べさせていただきまして、市長のご所見をお伺いしたいと思えます。

まず、想定される今後の財政状況は、ということであります。具体的な 1 番目であります

けれども、合併特例期間の終了に伴う普通地方交付税の算定替えがあります。その減少は段階的でありますけれども、5年間で約15億円減る計算のようであります。ちなみに平成24年度の普通交付税決算額は、約97億円でありました。加えて現在の人口は約6万200人です。6月の一般質問での資料を提示しながらお示ししましたし、今回の一般質問の中でお話がありましたけれども、国立社会保障人口問題研究所というところが3月に出した人口推計によりますと、当市は平成27年、2015年ですけれども約5万9,000人、平成32年、2020年ですけれども約5万7,000人、2040年には約4万8,000人になるという推計が出ております。ご承知のとおりであります。

人口減少によって地方交付税の算定も減るのでしょうし、また総人口の減少に伴って生産年齢人口も減るわけです。先ほどの推計では平成22年から平成32年までの間で生産年齢人口は、約5,500人減りまして3万1,700人になる。そうして逆に65歳以上の人口は、平成32年には今から3,000人ぐらい増えまして1万9,000人になるという推計であります。

このことから税収は減りますけれども、扶助費等の支出はどんどん増えることが予想されているわけでありまして、財政計画の一応の計画期間、平成32年、平成33年あたりまでを見ても、これらを考えた場合、今後の財政状況は厳しいと見ざるを得ないと私は思うわけです。これらのことから今後の財政状況をどう見通しているかを、まずお聞きするものであります。細かいことを聞くつもりはありませんし、よくなるという見通しはないと思いますけれども、現状からの見通しを簡単に結構ですので、述べていただいて確認をさせていただきたいと思っております。

2番目ですけれども、したがって人口も減ります。財政規模も縮小せざるを得ないと私は思っていますけれども、そういう中であっても、今後もみんなが住みやすい安心したまちづくりを継続、発展させなければならないわけでありまして、また新たな市民要望にも応えていかなければならないわけです。そのために財政基盤の強化と、選択と集中の財政運営が今後さらに必要だと思いますけれども、その辺どう考えているかお伺いしたいと思います。

そのことを踏まえまして(2)番ですけれども、今後の財政運営の方針と具体的な取り組みということであります。本来であります平成27年に終わる合併特例債の活用期間が5年間延長されるようであります。期間延長によって使用可能な合併特例債の残高は、まだ約13億5,000万円あるようでありますけれども、この際必要な施設整備は、この有利な合併特例債の活用で当然進めるにしても、今後の財政事情の中では今まで以上に、先ほど申したようにしっかりした財政規律のもとに財政運営を行う必要があると私は思っております。そこで、具体的な取り組みとして、とは言いましても財政運営の基本中の基本でありますので、当然この辺は考えているとは思いますが、次の5項目についてちょっと絞ってお聞きをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、事務事業の見直しを本格的に考える必要はないかということがあります。この部分はいつも、総論では多分市長と意見は合っているのですけれども、各論といいますか実践の部分では、私が思うところとはちょっとやはり違っているようなところ

もあります。本腰を入れてこれからは事務事業の見直しを、事業評価をしなければならないのではないかと思いますので、このことについて聞いてみたいと思います。

2番目でありますけれども、経常収支比率です。このこともお聞きするたびに経常収支比率は下げていきたいという答弁でありますけれども、平成24年度決算カードによれば、臨時財政対策債を含んで90.8%、含まない場合は97.8%。前年度も同じくらいでありますので、なかなか改善が進まないというところだと思います。今後予想される財政状況を考えれば、経常収支比率の目標値を設定しながら、それこそ選択と集中の事業選定を考えていく必要があると思いますので、その点もお伺いをしたいと思います。

3点目であります。ここ二、三年は豪雨災害の関連で、新規起債が大変多かったことはやむを得ないわけでありまして、通常の場合は償還額と借入額を考えながら財政運営をしなければ、一般会計と特別会計を合わせますと約880億円ぐらいですか起債残高があるわけですが、なかなか減りません。そこで、新規起債の発行比率を設定しながら財政運営を進める必要があるのではないかとということでお聞きをしたいと思います。

4番目ですけれども、これも見解がいつも分かれるところでありまして、臨時財政対策債についてであります。このことにつきましては、内容がどういうものか、または交付税との関係、さらに臨時財政対策債がなければ財政運営がなかなか難しいという現実も私なりに理解した上で、それでも将来のために臨時財政対策債の発行は、やめるということではなく、抑制していく考えが必要ではないかとということでお伺いをしたいと思います。

5番目でありますけれども、財政調整基金、減債基金についてであります。平成24年度決算資料によれば、平成25年5月末では財政調整基金は約22億円、減債基金は約1,700万円となっています。将来にわたって安定した財政運営のためにどのくらいが適当なのか。多ければ多いほどいいというわけではないでしょうし、少なくともいいというものではないと思います。合併振興基金との関係もありますので、それも大分平成25年5月現在ではあるようですのでそこら辺の関係もありますけれども、財政調整基金に災害の想定も含めていいものかどうか分かりませんが、そういうこともあるわけですから、計画的確保が必要ではないか。既に計画的に行われているのかもしれないけれども、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

次3番目ですけれども、平成18年から平成22年までの5か年間、財政健全化計画ということ策定しまして、計画的な健全化を進めました。計画を上回る成果を上げてきました。それとは今回の場合は意味合いが当然違うわけでありまして、今後の想定される財政状況の中で今ほど述べた取り組みを中心にしまして、今こそ財政規律ガイドラインを確立して、財政基盤の強化と効率的な行政運営を目指すべきではないかと思っておりますので、ご所見をお伺いしたいと思います。

以上、壇上にて質問とさせていただきますが、答弁によっては質問席で再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

財政問題でありますけれども、今、議員おっしゃっていただいたように、南魚沼市は来年度、平成 26 年度で旧大和、六日町の合併から 10 年、そして平成 27 年度で旧塩沢との合併から 10 年。平成 27 年以降がいわゆる特例期間が終了したということの中で、5 年間かけて段階的に一本化算定に入って行くわけでありまして、平成 32 年度までです。平成 33 年度からは標準といいますか、今までどおりの合併前の一本算定ということになるわけですが、今現在押さえております数値ですと、交付基準額は現在が合併算定替えの 98 億 1,000 万円、大体交付額で約 98 億円であります。これに対しまして一本算定になりますと 83 億 2,000 万円、これは基準額でありますので若干の増減はあります。大体 15 億円減少していくという見通しではあります。

後ほど触れますけれども、このことについて全国の平成の合併をした市町村のほうで、こういうことを急にとするかそのとおりやられても、結局合併してみても非常に実態と総務省やそういう国の言うことと違っている部分があって、なかなか合併後の事務事業の見直しも含めたり、あるいは庁舎関連これらの設置、廃止等も含めてそう簡単にはいっていない。ですので、こういうことをもう一度よく見直した上で、また算定を考え直してくれということをお願いしているわけでありまして、総務省のほうも検討には入っているところであります。

そういう中で議員からおっしゃっていただきましたけれども、人口は減る、扶助費、維持補修費をはじめとする歳出は増えるというこれはもう避けられないことでありまして、税収、交付税の歳入が減少していくわけでありまして、ですので、今後の財政状況は、このままといいますか今も楽だとは言いません。しかし、やはり厳しいことは厳しい。今後もこの状況は続くものだろうと思っております。

これを打開する決定打があるかと言われますと、簡単にいえば何もしなければそういうことは余り出てこないわけですが、しかし、そういうわけにはいきませんので、決定打的なものはありませんけれども、総合計画等の中でも皆さんにお示ししてありますように、歳出面では投資的事業の平成 28 年度以降の絞り込みによります計画的な抑制、それから現有施設の統合・廃止を積極的にまず推進していかなければならない。そういう中で維持管理費等を削減していくということでありまして、現在まで進めてきた方針をさらに強化していかなければならないということだと思っております。

特に施設面で合併後 10 周年を迎えましたけれども、数多くの施設が老朽化して維持管理費がかさんできている状況であります。早急にやはり統合・廃止これらの合理化を進めていかなければなりません、人口減少時代を迎えてほかのサービスをなるべく低下させないためにも、結局市民の皆さんからもちよっとご協力をいただきながら、ある程度の部分のご理解いただくということをこれから求めていかなければならないと思っております。

一方で歳入ですけれども、先ほど触れました普通交付税の算定替えにつきましては、緩和する方向で総務省が検討に入っております。また、消費税率改定に伴います自動車取得税の

縮減・廃止、それと軽自動車税の増税といえますかこういう税制問題、これらもまだはつきりとどうだ、こうだということは、おおむねの方向は出ておりますけれども、こういうことも検討されておりますので、なかなか先行きが不透明だということでもあります。長期的な計画はもちろんでありますけれども、1年後は別にして2年、3年後を的確に見通せるかと言いますと、このくらいなかなか制度的にもころころ変わっていきますと、非常に難しいということだと思っております。

公表しております財政計画としましては、平成24年6月の「南魚沼市財政計画（変更2）」が最新のものであります。昨年度作成のものでありますが、そのときからしても、もう震災対応関連、災害対応関連、病院再編こういう投資的事業関連や、消費税率改定関連も含めて、なかなか取り巻く状況は日々変化しているということでもあります。これからも最新の情報を取り入れながら、機会あるごとに見直しを加えていかなければならないと思っておりますので、財政の健全化をきちんと保ちながら、まさに多様な市民ニーズにどう応えるかという施策を展開していかなければならないと思っております。まあ総花的であります。

財政規模縮小の中での継続発展のための基盤の強化。今触れましたように財政規模は間違いなく縮小していくわけでありまして。その中で冒頭ちょっと触れましたように、だからあれもできない、これもできないのだと、これでは発展も望めないわけでありまして、やはり住みやすい安心のまちづくりのために継続、発展を目指していかなければならないわけでありまして。

高齢者、障がい者向けサービスの対象者は着実に伸び続けていきます。子育て支援関係についても、常にやはりよりよいサービスの方向を目指してきておりますし、これからもしていかなければならない。先ほど塩谷議員からもお話がありましたように、交通対策をどうするのだと、こういうこともやはりあるわけでありまして、なかなか議員の皆さん方が直接的に要望を受けた部分を、おいそれとそれはできる、あれはできるというふうにはいかないのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そういう中での財政基盤の強化でありますけれども、これはやはり一般的でありますけれども、選択と集中このことに尽きるものだと思っております。それを実行して市民の皆さん方からご協力いただくと、これ以外に道はないものだと思っております。

事務事業の見直しを本格的に考える時期ではないか。これはご承知のように事務事業につきましては、「行政改革大綱アクションプラン」の中で、事務事業の改善と推進を項目として掲げまして、平成23年度から今年度までの間を取組予定期間として、事務事業の見直しの体制の確立と機能化に取り組んできたところであります。その中で「事務事業検討シート」を活用した見直しを進めてきているところであります。

合併以来毎年12月には、医師やちょっと一部の職員を除きますが、その他全職員から自己申告書という形で市政全般に対する意見の提出を求めて、事務事業の改善にも反映をさせていただいているところであります。

今後、景気動向がどうなるかもこれまた大きな焦点でありますし、社会情勢の変化の中で、

市の財政運営には、先ほどちょっと触れましたがとても予測困難という部分がいっぱいあります。財政状況の変化に応じた各施策の見直し、あるいは事務事業につきましても、さらに積極的な見直しを進めていくということをご理解をいただきたいと思っております。

そうなりますと、例えばスクラップ・アンド・ビルドということが必ず出てくるわけがあります。ビルドがなくてスクラップのみというのも出るかも知れません。そうなりますと、現在、実施している事業には必ず受益者がいるわけです。その中で受益者でないとか余り関係のない方から見れば不要だと思われても、受益者から見ればこの事業、この部分は絶対必要だという部分があるわけでありますので、その辺のバランスのとり方、こういうことも含めると、ただ単に見直しをして、切って切って切りまくっていくということだけができる状況ではないということもご理解いただきたいと思えます。

市民のニーズ、そして緊急性、優先度、先ほど触れました選択と集中、こういうことを念頭に置きながら——ただしかし、この部分は聖域だということは設けないことにしようと思っております。例え福祉であっても聖域ではない。そういう思いできちんとした改革をしていかなければならないと思っております。

経常収支比率の目標設定、これはそれぞれの市の単独的な部分は別にいたしまして、大体理想的には 70 から 80%と言われていますが、この水準にある自治体は全国の中でも十幾つかくらいだそうです。うちは今 90.8%ということでありまして、県内も相当皆——加茂市長さんに言わせますと、経常収支は 100 に近いほうがいいのだと、そのくらい仕事しているのだという逆説もあります。これは別にいたしまして、この設定をしたにしても、ではそれを守るために必要なことができないかと言われると、そういうわけではありませんので、やはり理想値が 80%ということは大体理解しておりますが、今現在 80%が理想値だということで私はないような気がしますが、これはこれとしてなるべくこの数値が低いほうが弾力性があるということでありまして、ほかの財政指標もあるわけです、このほかにもですね。そういう部分と全部融合しながら、トータル的に何とかバランスのとれた方向にもっていければと思っているところであります。

新規債の発行比率の設定、これも通常時であればこれは可能だと思っております。しかし、災害時、こういうことがありますともうこの部分はそっくり飛んでしまうわけでありまして、これを設定してやっていくか否かは別にいたしまして、念頭にはやはり新規債がどんどん増えていくのだということにならないように。もし、増える場合もやはり有利な起債、今は合併特例債が一番有利でありますので、これらを活用できる部分はしていこうということでありまして。当然合併特例債も先細りでありまして、その中で市債残高を減少させる 1 つの方法として具体的な設定が本当に可能かどうか。設定することは簡単ですけれども、常にその数値が守られないということではどうしようもありませんので、これらをちょっと財政当局と検討を重ねてまいりたいと思っております。今、横浜とか横須賀は、平成 23 から平成 25 の 3 年間平均で 90%以内に抑制をしているという自治体もございます。

臨時財政対策債の抑制であります、これは性格的にはもう議員ご承知のとおりでありま

すからいろいろ申し上げますが、これを簡単に言えば、後年度国が全部責任を持って返してくれるわけですから、抑制する必要はないのではないかという議論もあります。ただ、やはり借金は借金でありますので、これをどうするかということではありますが、今の我が市の、あるいは新潟県内を全部見ましても、臨時財政対策債を抑制していこうとか、発行可能額を発行しないで抑制していこうという市はまずありません。県内全域、やはり可能額をほとんど発行して、そしてこれによって事業をやっているということでもあります。臨時財政対策債だけの抑制というのはなかなか難しいと考えておりますけれども、その分そのほかの起債がある程度抑制できるわけでもありますので、そういうことの中できちんと対応していかなければならないと思っております。

財政調整基金及び減債基金の計画的確保であります。これも議員がおっしゃっていただきました。財政調整基金も一時は28億円、そして減債基金も4億円か5億円まで積み上げたわけではありますが、これが平成23年の水害で減債基金はほぼなくなりましたし、財政調整基金も平成25年度の予定ですと20億円前後になります。平成24年度は22億円でありましたけれども、今回2億円ほど一応今のところ。ただ、これはまだ確定しておりませんが、もしかすると22億円に上積みできるかもわかりませんが、今の計画ですと大体2億円前後の使用を予定しておりますので、そういうことです。

そして、これは一般的には標準財政規模の10%と言われております。そうしますと南魚沼市は標準財政規模は196億円でありますので、大体19億円から20億円が標準規模と、目安だということでもあります。これだけあれば安心だとかそれ以上は要らないということではありませんけれども、一応その額は確保しておりますが、予測ですとまだこの後これが減っていきます。もう一旦、平成28年、平成29年ごろは相当減っていく状況にあるわけでもありますので、これらもまたその年度、年度の中で、きちんと節約できる部分は節約しながら、極力減らさない、あるいは積み立てられれば積み立てていくという不断の努力以外にありませんので、これらをきちんと実行していかなければならないものだと思っております。

(3)の財政規律指標を確立してということでもあります。平成18年から平成22年までは、まさにこれは本当に緊急的に実施をさせていただいたわけでありまして、あのことを設定しなければ今、私たちの市がこういう状況でいられたかどうか、これもわからないぐらいの大変な危機でありましたけれども、皆さん方のご理解とご支援のおかげで、そのことは何とか乗り切って一応今日まで来たわけでもあります。

財政規律指標を常に設けるといことが難しいことではありますが、当然総合計画これらの部分の中では、それを第一の念頭において財政計画等も組み立てていくわけでもありますので、常に財政規律指標を設定しているというのもちょっと私はいかがなものかと思うのです。そうなりますと、本当に必要だとか緊急事態になったときに、またその指標かと、この程度で終わってしまう可能性もあります。これはやはりある意味皆さん方から本当に厳しい状況を、職員も、市民の皆さんも、議会の皆さんもご理解をいただく上で規律的な指標というのは必要だと思っておりますので、一般的に設けるといことはやりませんが、常

にそういうことを念頭に置きながら財政運営に当たるということで、ご理解を賜りたいと思っております。常に検証を行っていくということもあわせて申し上げまして、答弁にさせていただきます。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

ありがとうございました。では、財政問題の再質問をさせていただきます。質問（1）の①の認識からは、今後の財政状況を厳しく見ておられているというようでありまして、②ではそのために選択と集中の財政運営が必要であるという認識を確認させていただきました。市長が言われるように、平成の大合併から多くの自治体が10年の合併期間を今終えようとしている中でありまして。そして、合併からの10年後、また、今話しました急変緩和の5年を含めた15年後、そして問題になっています人口減少時代もあわせて、それ以後の財政運営について危機感を持って各自治体は考えているところでありまして。

ましてそういう財政事情の中でも、地方分権社会に向かうとなれば自治体は、きのうも市長のお言葉にもありましたけれども、生き残りをかけて知恵を出し合って行財政運営を考えているところであると私は思っています。そういう意味で全体的な答弁の中では、当然のことながら南魚沼市も将来を見据えた財政運営を考えているなという姿が見えました。安心したところでありまして。ただ、それらをどう具体的に進めるかということが重要でありますので、幾つかの点について絞って再質問をさせていただきたいと思っております。

決定打がないけれどもサービスはそう低下をさせられないというところでは、事務事業の見直しという部分は、私は大事なところだというふうに思っています。市長がおっしゃいましたようにこのことについては、行政改革大綱アクションプランの中に盛ってありまして、検討シート等を見ますとその見直しの方向は私にも理解できるわけですが、見ますとなかなか実績が上がっていない状態でありまして。平成25年度版、平成24年度分の状況を見ても、55班中の17班が実施しただけであるようでありまして、提案も16件だったようでありまして。この16の提案が多いのか少ないのかというのは単純に判断できませんが、総合評価もそれを見ますと、余り満足できないというような総合評価になっていました。そのために市長がおっしゃるように、平成25年度は検討シートの定着を目指すとなっておりますが、こういう方法を繰り返して見直しの効果が出るのか、期待できるのかということが私はちょっと心配がありますので、この点をまずお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

アクションプラン、事務事業の見直し、これらについてなかなか、打ったところが腫れるようなことが出てはきません。これを本当に、という言い方は失礼ですが、もう有無を言わずそういう方向に、1つの事業ですけれども例えば廃止であれば廃止の方向に持っていくとか、そういうことをきちんと本当にやっていくということのためには、なかなか職員だけの検討では無理があります。そこで、行政改革推進委員会という民間の皆さんにお願

いしているのですが、これはまさに幅広いといいますか大枠の中でありますので、なかなか一つ一つの事業についてどうだ、こうだという部分まで踏み込んではいきづらい。

そうなりますと、民主党政権がやりました仕分け、一つ一つの事業を全部持ち出して仕分けという方法もあるわけでありますが、これらについて検討しなければならない時期は来るやもわかりません。我々だけが検討をして、この事業を廃止、これは継続という、これはこれでいい部分もあれば、やはり身内の議論だということもあるわけであります。非常にそういう面では、特に事業を打ち切る、縮小するというときに、この部分がなかなか出しづらいといいますかそういうわけであります。これらをやはり我々行政の内部だけではなくて、市民の皆さん方、しかも有識者とかそういう方ではなくて、実際に事業の恩恵を受けるとか、そういう皆さんも含めた検討をやっていかなければならないということは、早晩来ると思います。

ですので、その辺も私はちょっと念頭に置きながら、遅々として進まないということはあると思いますが、これは職員にとってもここにある意味限界のような気がします。自分で担当している事業を、これは要らないということはなかなか出てこないわけです。無駄があるという部分ぐらいは出てきましょう。それを大局的に見て、この課のこの事業は要らないよという指導ができる部分があるかといいますと、それはなかなかないわけでありますので、その辺にちょっと隘路があるということは認識をしております。

○議長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

まさに今のところで、もう一度聞いてみようかというところ、身内の議論でなかなか自分らで切ることは難しいというところを市長に言ってもらいましたので、この部分の再質問はやめておきますが、私は本当にそう思うのです。客観的にやはり見る仕掛けをつくらないと、何回やっても平成 25 年度のアクションプランで総括しているようなことをずっと繰り返しているような気がしますので、今、市長がおっしゃったようなことで進めていただきたいと思います。

時間が多分足りなくなってきましたので経常収支比率はちょっと省略いたしまして、新規起債の発行比率の設定というところでちょっと聞いてみたいと思います。災害がなく通常の場合であれば可能であるというお話でありました。そうだと思います。先ほど言いましたように豪雨災害の対応がありまして、非常に新規起債の発行比率の読みづらい昨今というか、ここ三、四年です。したがってこの二、三年の部分はちょっと無視といいますか別にしましても、財政計画がありますね、財政計画の平成 28 年度以降のこと、これは本当に予測もつかないということになるのかもしれないかもしれません。投資事業を極端に減らして 21 億円の新発債ですか、そういうような形の計画になっております。

ただ、平成 28 年以降といいましても合併特例債の期間延長もありました。そのことでもう狂い始めてはいるのですけれども、今回の一般質問を聞いた中でも、例えば防災の問題とか、公共施設の長寿命化の問題とか、医療再編に関連した今後の問題とか、そうしてまた社会保

障の問題とかいろいろな行政課題が多くあるわけなので、平成 28 年以降、そんな先のことはわからないということではなくて、現実的な発行比率を設定して堅実な行財政運営を考えていくこともやはり必要ではないかと思います。新規債の発行の比率の考え方と伺いますか、特にもう平成 28 年度以降なんてすぐそこに迫ったわけですけれども、そこら辺の考え方を一度聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

先ほどちょっと触れましたように、新規債を発行しなければならないというのは、いわゆるハードがほとんどであります。当初の計画では、合併特例期間の終わる平成 28 年度から投資的事業はもう半減ですね。四十数億円あったのが 20 億円から 21 億円にしていこうということで、足らざる部分は財政調整基金だとか振興基金だとかで若干は補正していくわけですが、そういう計画を立てて平成 32 年か平成 33 年までの財政計画は立てたところあります。

今おっしゃっていただいたように、合併特例債の発行期間が 5 年間延長されるということになりますと、ここに当てはめても非常に無理がありますので、その間は、ただ、以前と伺いますか合併直後のように、もう二百数十億円も特例債の発行可能額があるなんてことではありません。本当に額はもう絞られてきていますから、それをどういう事業に使わなくてはならないのかと、これがまた選択をしなければならないわけでありまして。ですから、当初の平成 28 年度以降の投資的事業費の抑制と伺いますか減額というのは、あれほどまでにはならないにしても、段階的にやはり平成 32 年には同じ数字になっていくわけです。そういうことをきちんともう 1 回考え直していかなければならない、組み立てていかなければならないと思っています。ですので、例えば比率を 9 割なら 9 割とか、ここにまだ定められる状況ではないということは、ちょっとご理解いただければと思うところでありまして。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

だけれども、ここで新規起債の発行の話をやめると議論が深まらない気もするのですが、時間もありませんので、一番私の言いたい臨時財政対策債のところに話をちょっと移したいと思います。臨時財政対策債についてであります。議長の許可を得まして、先ほどお話ありましたように資料を配付させていただきましたので、ちょっとご覧いただきたいと思っております。

この資料は平成 13 年度から臨時財政対策債が始まったわけでありましてけれども、それからの借入額と返済額です。上から 2 行目の数値は各年度の臨時財政対策債の借入額の元金を示しています。平成 13 年から平成 24 年までは決算額、平成 25 年は予算額、平成 26 年以降は財政計画の数値を入れさせていただきました。縦の見方は、各年度 3 年据え置きで 20 年均等に償還したという形で書いてあります。元金のみでありますし、あくまでもこれは私個人の試算ですので、若干のずれ、間違いがあるかもしれませんが、基本的にはこういう考

え方であることは財政のほうとも確認をしてあります。

では例えば左の年度のH24年度の欄を見てもらいますと、各年度の借入額、借り入れの年度、償還額があり、その右のほうに償還額の欄でAがありますけれども、それは3億5,500万円となっています。それがその年の償還額です。その年のずっと今までの20分の1ずつの償還額です。その年の交付税額は、決算額ですけれども96億6,400万円、先ほど市長の言われたのとちょっと数字の差がありますけれども、これは元金ですし、とった資料が違うかもしれないかもしれませんが、一応こういうことになっています。この3億5,500万円の償還額は地方交付税96億円に含まれていますので、その額は返済に回すわけです。したがって実質自由に使える交付税は、その右側に書いてあります約93億円だと私は思います。そういうふうに見ていただきたいと思います。間違っていたら訂正をいただきたい。

同じように平成33年度を見てみますと、右の償還額を見ますと9億3,100万円がその年の償還額です。交付税は現状より15億円減るということです、その分を減らして81億6,400万円にしました。その交付税から償還額を引くと実質72億3,300万円になりますね、実質です。実質額を見ますと交付税は現状より15億円減るという見込みです。ここら辺が数字のマジックみたいなのところですが、臨時財政対策債の返済等を加えていくと交付税の実質額は、平成三十二、三年のころには約20億円以上少なくなるという計算になります。

臨時財政対策債は交付税で措置されますので、総額的に見れば行ったり来たりで同じでありますけれども、先に使って負担が後に回る、今この年度はいいわけでありますけれども、財政が厳しくなる将来的にはさらに厳しくなる要素を含んでいると私は見ます。この表の途中から償還額が少なくなっているように見えるかもしれませんが、平成32年以降また借り入れを続ければ、借入額にもよりますけれども、増え続けるということになります。

したがって、臨時財政対策債は使っても使わなくても許可額が入ってきますので、仮に各年度満額を借り入れないで例えば20%残すとすれば、平成33年度の臨時財政対策債分として入る9億3,100万円のうちその20%相当額、約1億8,600万円、これが平成33年度に自由に使える財源となると私は思います。行ったり来たりで差し引きゼロのようなものですが、毎年財政運営を工夫して臨時財政対策債を満額使わないで運営に努力していく。そうすると、財政が厳しくなった将来のために、将来に財源を残すために、今ちょっと頑張って抑制をしていくという努力が必要ではないかと思えます。私の試算の仕方が間違っていたらまた訂正していただきたいのですが、私はそういうふうに見ていますけれども、市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

この算定方法が間違っているとかどうかというのは、確かそうではない。間違っていないからどうぞ自信を持って。そこで今、議員がおっしゃったように理想はそうであります。本来1円も使わないで、本来交付税として算定されるべき数値であったわけですから、そういうことができればいいのですけれども、なかなか今の状況がそうではないということにな

ります。

ただ、思いますに、それは返すためのお金ではありますが、交付税で入りますから、その分を常に引いているという数字というのは、ちょっとおかしいと思いませんか。もうその分はだって、もし、これが入らないとすれば、それは入ってこないわけですから。ですから、借金はしているけれどもその分は当然後年負担ですから、本来我々が受け取るべき数値を国が大変なので何とか借金をして、後で国がちゃんと補填しますからということです。ですから、それを使わないで済む方法というか、ある程度1割でも2割でも使わないでいられれば、今、議員のおっしゃったようにそこに貯金的な部分ができていくわけですがけれども、これはなかなか今のところ簡単ではありません。

これもちょっと20市の中で臨時財政対策債の部分を見ましたが、もう新潟から胎内まで20市、村上市が全額確保か一部残すかは未定だということだと思いますけれども、もう全額やはり、財政状況がいいとか悪いとかでなくやっているわけです。今、議員がおっしゃったのは確かに理想の形であります。そういうことができればやりたいわけですので、そういうことも心がけながら財政運営をしていくということは間違いありませんけれども、それがためにしなければならないこと、でき得ることをやらなかったということにはならないようにも、しなければならないということです。非常にバランスのとり方が難しいということで、その程度の答弁でご理解いただけないでしょうけれども、答弁にかえさせていただきます。

○議長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

理解しないわけではないですけれども、今後の財政運営にはそういう見方もあるし財源の作り方もあるということは、ちょっとどこかに置いていただきたいと思います。県内にはないようだけれども、私、今回これを質問するに勉強しまして主だった市を調べたら、ほとんどやはり臨時財政対策債は、基本的にはこういう考え方です。全部使わないで少しでも残して、将来のための財源にしておくようなそういう考え方の先進事例が多いです。自治体間競争の中で勝ち残るか、勝ち残らないかはわかりませんが、そう意識すればそうしているところが多いですので申し添えたいと思います。

もう1点、臨時財政対策債の関係で確認したいのですけれども、ちょっと不安なのは、合併特例債の期間が終了して算定替えになる。そうすると臨時財政対策債自体もその許可額というのは減ると思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

合併の特例的な交付税という考え方からしますと、3町分もそっくりもらっているわけで、今度1市になるわけですから、そうしますと臨時財政対策債の発行可能額といいますか許可額も当然それは減るものだろうとは思っておりますが、財政当局いかがでしょうか。ちょっと専門的なお答えを申し上げます。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

臨時財政対策債の考え方というのが、基準財政収入額、要するに標準的な市として計算した場合、南魚沼市として幾らの収入がある、そして基準財政需要額、標準的に計算した場合この市の規模だとどれぐらいかかると、その差し引きが交付税という形で措置されるのですが、国の方でその財源が全額措置できない。その一部を臨時財政対策債として措置するもので国の考え方によるもので、臨時財政対策債がある一定の率という形で考えられておりません。今後どうなるかというのはちょっと私どもも先は読めません。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

わかりました。というようなことですが、まず財政運営につきましては、本当はもう1つ国勢調査という問題があります。平成27年、平成32年に国勢調査がありまして、推計からすると大分人口が減ります。そうすると地方交付税もその翌年度から多分その算定になりますので、大分減ってしまうのではないかという思いがあります。そうすればなおさら財政運営というのは、意を払ってきちんと計画的にやっていただきたいということを思います。

最後に財政問題で1点だけちょっとお話をさせていただきたいと思います。こういう時代だから私は指標というものに沿った財政運営が必要だと思うのです。私は何よりも財政運営がよく見えないというか、こういう財政比率で財政運営がなされているということが目に見えてわかれば、私たちも市民も安心です。そして、職員の方もそれが見えれば、それに沿って財政運営がやりやすいと思うのです。財政健全化5か年計画もそうでした。ですから、やはりそういう財政規律的なものをつくって、財政運営をわかりやすくして、そして市長が先ほどおっしゃったように市民の理解を得る、職員の理解を得る。そして限られた財政の中で夢のある財政運営をしていく、だからできるのだと私は思いますけれども、その部分だけ一言お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 持続可能な財政運営のための財政運営方針と取り組み

この財政指標、我々が独自に設定するものとは別個に、議員ご承知のように全国的な一律の規模の中で、最悪のラインとか標準のラインとかあるわけですが、これがまず我々にとって一番の目標といいますか、まずはそこに設定を置いて、例えば実質公債費比率であれば、一日も早く18%を下回るようになりたいということはずっとやってきたわけです。

そこで、我々は毎年予算編成に当たって、前年度比5%の経常経費の削減とかそういう目標を掲げて、各部課に通知をして、そういうふうにとりあえず予算要求をするように努力しなさいということをやっているわけです。この年の新規債の発行は例えば幾らですとか、どうかこうとかという数値をその年どしに設けても、これは変動があり過ぎてなかなか厳しい。3年、5年、10年というスパンの中でこういう形にしていこうというのはできますけれども、さっき言ったように毎年出すとすると、結局、経常経費をこのくらい抑制しようということ

でやっているわけです。

それが大きな指標の中で毎年、毎年、例えば 20 とか 18 とかそういう数値を設けてみても、それこそある意味大まか過ぎてそれが何に該当するのかというのは、直接的にはわからない部分でありますから、トータルとしてそこへ行くわけです。財政健全化案をつくったときは、項目ごとにきちんとした削減額まで含めて出していたわけでありますので、そのちょっとこう、緩くなったという言い方は失礼ですけれども、それが毎年の当初予算編成のときの指標的になっているわけです。議員がおっしゃるような枠、枠を常に毎年設定をしながらというのは、なかなか厳しいと思います。ただ、それができ得るということであれば、これはまた検討もしてみなければなりません、たった 1 つの投資的事業のこととかばかりではないわけです。そこが非常に厳しいことだろうと私は理解しておりますが、また財政当局とそういうことが可能で非常に効果があるという方向が出れば、これは全くそれを設定するにやぶさかではありませんので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

本当に時間がなくなりましたので、2 問目のほうに移ります。公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直しというところであります。時間がありませんので、ちょっと前段話したいこともあったのですけれども、早速質問に入ります。

地域公共交通協議会の協議も進んでいるようでありまして、いろいろな観点からの検討がされているようであります。協議の前にその前提となる、細かいことを聞くつもりはないのですけれども、市内の公共交通空白地域、公共交通の不便地域それらを把握しているのか。把握していたら、地域の人口がどのくらいなのかということ、まずお聞きをしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

これは塩谷議員のときにちょっとお話し申し上げましたが、一応市では鉄道の駅から 1 キロ、路線バスのバス停から 500 メートル以上離れている地域を、公共交通空白地域と捉えまして、この基準で追っていきますと市内に公共交通空白地域、公共交通不便地域といわれる行政区が 59。人口がこの 11 月現在で 1 万 251 人というふうになります。しかし、現在の市民バスが運行している経路も含めると、その数は 3 行政区、237 人まで減少していくわけでありまして、以上であります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

空白地域の把握はされているようですし、1 万人の方がその地域に入ることですけれども、ちょっと腑に落ちないのは、市民バスを運行しているところを除けばといえば、市民バスが運行していれば空白地帯ではないのですよね。そこはいいのですけれども、具体的な質問に入る前に 1 点ちょっと確認したいのですが、先ほどの塩谷議員のところの質問にあ

りましたように、市民バスで全集落の集会所までを網羅する計画をしているのだという答弁がありましたけれども、そのところ、本当にそうなのかというところをまず確認をしたいと思います。それによって私の質問の組み立てもちょっと変わりますので、多分そんな答弁をしたと思いますけれども、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

本当にそうなのかと言われると、どういう……（何ごとか言う者あり）そういうことで今計画をきちんと作りながら、それに対してどの程度の経費がかかってどうだ、こうだということをこれからきちんと算定していく。当初は円を描いた 500 メートルの中に集落の一部でも引っかかっていたら、これはもう公共交通空白地ではないと。しかし、幾ら何でもそれでは集落の端と端では大変大きな違いがありますから、やはりそこに集会所と、いわゆる集落の中心施設ですね、これが下にあったり上にあったりまではとても言われませんが、その中に入れられるように今その計画を立てようと、バス路線ですね。

もう、ご承知のように、路線バスやいわゆる本当の公共交通機関というのが走っている場所は、はっきりわかるわけですし、今そして市で運営しています市民バスを含めた路線というのも大体出ているわけです。それでもなおかつまだ相当難しい部分があって、そこにどのくらい路線バスを増やしていけるか、それを今 500 メートルという部分を描きながらやっていくわけです。それでもなお捉えきれない地域がやはりどうしても存在をする。そこには塩谷議員からご提案のあったデマンドタクシーとか、そういうことで対応していこうということとあります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

公共交通の中心にやるべきところは、路線バスと市民バス、ここが充実すれば一番いいなというふうに私は感じています。となると、現状の市民バスの運行ルートそしてまた便数からすると、相当の大改革をしないと、今、市長がおっしゃったようなところはクリアできないと思うのです。そこら辺はそういう計画になって、もちろんそうやって承知しているのだというところを、しつこいようですけれども確認をしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

もちろん、そのためにわざわざ協議会まで立ち上げて、そして国交省から補助金もいただきながら、実験を重ねたりしてやってきているわけでありまして、当然バス等の路線数は飛躍的に増えます。これはそうならざるを得ません。例えば大和地域ですと、今、大和の病院バスで回っている。塩沢ですとそうではない。これは業者委託です。六日町はシルバーが市のバスを使っとうまく回っている。三者三様ですけれども、これも全部一つにそろえなければならぬ。ですので、相当の大変革になるというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

そういうことであれば非常に私も安心をいたしますし、そういう路線を目指してもらいたいと思うのですけれども、それでもなおかつ多分行き届かないところがある。塩谷議員に市長がおっしゃいましたように、例えば栃窪地区とか、岩之下、辻又、清水、後山とかそういうところには、デマンドタクシーというものを計画をしなければならないかもしれないということです。それは多分、上田地区で実証調査をやりました。それは余りいい成績ではなかったのですけれども、それを踏まえてなおかつそういう地域には、デマンドタクシーを配置しても交通空白地域を解消していこうというお考えの上に言っているのでしょうかから、そのことだけ確認をしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

おっしゃるとおりでありまして、デマンドも塩沢の上田でやったという部分については、非常に不評でした。しかも、周知期間も短かったり、真冬に向かっていっていたりいろいろありましたから、それはまたどういう改善点があるかというのは、そこからまた出てきているわけです。それこそ三条のいい部分もまた生かしながら、デマンドタクシーでやらなければならない部分はきちんとやって、そして交通空白地帯のない南魚沼にきちんとつくり上げるということを念頭に置いております。

しかも、基幹病院開院の平成27年には、組織をきちんと動かせる。ただ、市民の皆さんにお願いしなければならないのは、バスも有料化に踏み切らせていただきますので、これだけはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

しつこいようですが確認をさせていただきました。デマンドタクシーはおっしゃるように便利ですけれども、有料化になることは仕方がないにしても、また運営するには先ほど市長も言っていましたけれども、大変財政的な負担が大きいということで、そこら辺の覚悟もありになって、そういう多地区、1地区ではないいろいろな地区でのデマンドタクシーを検討しているということを聞きまして、私は市民の立場として安心をいたしました。

もう1点、それに加えてデマンドタクシーといっても、ドア・ツウ・ドアではないわけですが。先ほどの質問の中にもありましたように、高齢者とか病気の方は、それでもなおかつ困るという人も多いわけです。前回質問しましたけれども、買物もできない、病院も行けないという高齢者が多いわけです。そういうところについては、私は6月だったかの質問でもしましたけれども、高齢者タクシーの助成券みたいなものを併用しまして、そういうところはそういうのも使える。だから市民バス、そしてまたデマンドタクシー、それでもなおかつドア・ツウ・ドアが必要な方は、そういう高齢者タクシーみたいなものも使えるという交通体系の見直しを、市民の一人として望むわけですが、それらを併用しながらやって

いくというお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

やはりある意味、障害を持たれている方とかそういう中では、今、我々が 500 メートルの範囲とかそういうことを設定しても、そこまで出ていけないという方、ドア・ツウ・ドアでやらなければなかなか出かけられないという方もいらっしゃるわけでありまして。福祉タクシーの併用も含めて、きちんとした検討をしていく。今月、ある程度また具体的な方向を検討する会議がございますので、その席上でも当然そのことは話題として出てくるわけでありましてきちんと積み上げながら、なるべく早くその実態を市民の皆さんにお示しをして、利用していただくときに混乱がないようにしていかなければならないと思っております。

○議長 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

時間もなくなりましたので、最後の質問になると思っておりますけれども、今回の議会でも人口問題の話が出され、人口減少をやはり重大問題として皆さん捉えているようであります。私は公共交通空白地域、そしてまた不便地域の解消は、これからの超高齢化社会、そしてまたこの豪雪地帯そういう中で、住みやすさとか人口定着とかそういうことを考えると、この問題の解消というのは大きな要素だと私は思うのです。

ですので、私はこれは大切なこと——もちろん皆さん大切に思って進めているのでしようけれども、大事な取り組みの 1 つ、重点施策の 1 つだと私は思うのです。そういうふうに関口問題からしても、住みよさ、人口定着からしても、これは大きな要素の 1 つとして考えておられる、そこら辺の考え、取り組みの決意といいますか、その辺を最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 2 公共交通空白地域、不便地域解消と戦略的な交通体系の見直し

公共交通計画といいますかこの部分については、私が掲げております地域完結型社会の基本になりますから、これがなくて、ただいいところだけよくなったと、これでは困るわけでありまして、もちろん最重点課題、最重点施政と捉えて進めてまいる所存であります。

○佐藤 剛君 終わります。

○議長 長 以上で、一般質問を終わります。

○議長 長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議長 長 次の本会議は明後日 12 月 20 日金曜日、午前 9 時 30 分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 2 時 48 分]